

第4次

阿南市男女共同参画基本計画



2024
ANAN CITY

はじめに



我が国では、少子高齢化の進展をはじめ、デジタル社会の進行、国際化など社会経済情勢が大きく変化し、価値観も多様化しています。

こうした環境の変化に対応し、将来にわたって活力に富んだ持続可能な社会を形成するためには、誰もが互いに人権を尊重し、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

今般の感染症の拡大は、孤独や孤立など生活における不安、就労形態による経済的困難などの問題が顕在化し、テレワーク等の働き方など生活環境の変化とともに、対応すべき課題を見直すきっかけとし、受け止める必要があります。

本市では、「阿南市男女共同参画推進条例」に基づき、2008（平成20）年9月に「阿南市男女共同参画基本計画」を策定し、改定を重ねながら、自らの意思と多様性が尊重される男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策に取り組んできました。

また、社会情勢の変化に対応したものとなるよう、2022（令和4）年3月に「阿南市男女共同参画推進条例」の一部を改正し、令和4年度には、市民及び事業所を対象とした調査を実施しました。

こうしたなか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策のより一層の推進を図るため、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」を勘案し、調査結果も参考にしながら、この度「第4次阿南市男女共同参画基本計画」を策定しました。

本計画では、基本方針を見直し、新たに、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を盛り込み、計画の一部を「困難女性支援基本計画」として位置付けるなど、より実効性の高い計画としています。

今後は、本計画に基づき、関係機関との連携を深め、市民、事業者及び教育関係者の皆様とともに、それぞれの施策に取り組めます。

結びに、本計画の策定にあたり、真摯にご審議いただきました阿南市男女共同参画審議会委員をはじめ、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

2024（令和6）年3月

阿南市長 **岩佐 義弘**

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 男女共同参画社会について	2
①男女共同参画社会基本法の基本理念	2
②人権尊重施策との関係	3
第2章 計画策定の背景	
1 国際的な動き	4
2 国の動き	5
3 徳島県の動き	8
第3章 計画の概要	
1 計画の位置付け	9
2 計画の策定方法	10
3 計画の期間	11
第4章 本市の現状	
1 阿南市の人口等の現状	12
2 年齢別人口	14
3 国勢調査の状況	15
① 人口	15
② 女性の就業率の変化	16
③ 産業別就業者構成比	17
4 アンケート調査結果の概要	18
① 男女の平等意識	18
② 結婚、家庭生活と男女の役割について	19
③ 女性管理職の登用と課題について	20
④ 男女が共に働きやすい社会環境について	21
⑤ 各種ハラスメントについて	22
⑥ 仕事と家庭・プライベートの優先度について	24
⑦ DV（ドメスティック・バイオレンス）について	24
⑧ 男女共同参画に関する施策等について	25

第5章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 男女共同参画の基本的な方向性・・・・・・・・・・ 26
- 3 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 4 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 5 施策一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 6 アンケート結果による施策の課題・・・・・・・・・・ 32

第6章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女がともに認め合うまちづくり

【基本方針1】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり・・・・・・・・ 34

【基本方針2】 学びの場における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 36

基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できるまちづくり（女性活躍推進計画）

【基本方針3】 女性活躍推進の基盤づくり・・・・・・・・・・ 38

【基本方針4】 ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・・・・ 40

【基本方針5】 地域社会における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 42

基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

【基本方針6】 暴力を許さない社会づくり（DV防止基本計画）・・ 44

【基本方針7】 困難な問題を抱える女性への支援・・・・・・・・・・ 46
（困難女性支援基本計画）

【基本方針8】 男女の生涯を通じた健康づくり・・・・・・・・・・ 48

【基本方針9】 ともに支え合う社会づくり・・・・・・・・・・ 52

第7章 計画の推進

- 1 推進体制の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
 - ① 庁内推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
 - ② 職員の理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
 - ③ 関連団体・事業所等との連携強化・・・・・・・・・・ 55
 - ④ 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

資料編

- ① 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・・・ 60
- ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・ 68
- ④ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律・・・・・・・・・・ 77
- ⑤ 阿南市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
- ⑥ 阿南市男女共同参画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
- ⑦ 相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざした「男女共同参画社会基本法」が1999（平成11）年の施行から約25年近くが経過しようとしています。

この間、男女共同参画社会の実現に向けた取組が推進され、2015（平成27）年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、あらゆる女性の活躍の場を拡大するため、環境の整備が進められています。

本市では、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、2006（平成18）年9月に「阿南市男女共同参画推進条例」を施行し、2022（令和4）年3月には、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策のより一層の推進を図るため、多様性の尊重の明記等の条例改正を行いました。

また、2008（平成20）年9月に「阿南市男女共同参画基本計画」を策定、2014（平成26）年3月に「第2次阿南市男女共同参画基本計画」を策定、2019（平成31）年3月には「第3次阿南市男女共同参画基本計画」（以下「第3次計画」という。）を策定しました。

この計画は、本市における男女共同参画社会の実現をめざすための取組指針及び行動計画と位置付けられ、本市の総合計画に掲げる「咲かせよう夢・未来計画2028」をめざし、さまざまな取組を進めてきたところです。

第3次計画は、2019（平成31）年4月から2024（令和6）年3月までの5年間を対象とした計画で、この度、計画期間の満了に伴い、新たな計画「第4次阿南市男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本市においては、急速に進む少子高齢化やデジタル化、新型コロナウイルス感染症等、社会・経済環境が大きく変化する中、より一層活力ある社会を構築していくためには、男女が共にあらゆる分野において、自らの意思で参画し、お互いの人権が尊重された社会をつくることが、ますます重要な課題となっています。

本計画は、これまでの取組を振り返るとともに、国及び県の男女共同参画基本計画との整合性に配慮した上で、市民アンケート調査及び事業所アンケート調査結果等に基づく市の現状や、近年の社会情勢を踏まえ、より実効性のある計画として、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組指針と具体的行動計画を示すものです。

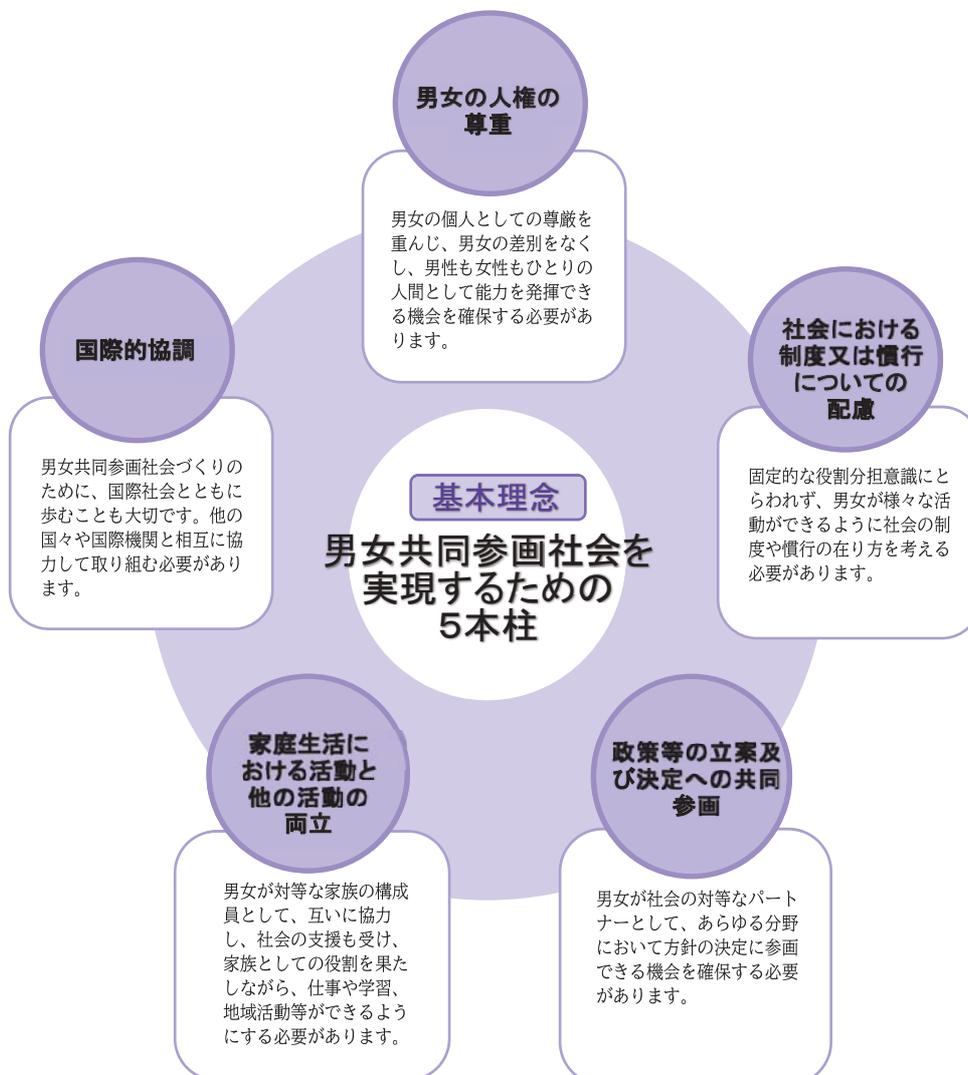
なお、本計画における、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）として、人権やあらゆる暴力の根絶などに関する項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく市町村基本計画（DV防止基本計画）として位置付けるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策については、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）の施行に伴い、市町村基本計画（困難女性支援基本計画）として位置付けます。

2 男女共同参画社会について

① 男女共同参画社会基本法の基本理念

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。この考えに基づき、5つの基本理念を掲げ、男性も女性も性別にとらわれることなく、あらゆる分野で活躍できる社会づくりが、そのめざす方向とされています。

本計画は、この基本理念に基づき、男女があらゆる場面において共に参画し、活躍することができる社会づくりを目的としています。



② 人権尊重施策との関係

日本国憲法では、すべての国民が法の下に平等であることを保障しているとともに、男女共同参画社会基本法においては、「男女の人権の尊重」及び「社会における制度または慣行についての配慮」が筆頭に掲げられています。

阿南市総合計画 2021▶2028 ～咲かせよう夢・未来計画 2028～においては、基本政策の中に「安全で安心な暮らしを実感できるまちづくり」を行動指針とし、すべての市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、地域のつながりや支え合い、主体的なまちづくり活動に対する支援や男女共同参画・ジェンダー平等・社会の実現に向けた環境整備を進めるまちづくりをめざしています。

一方、人々の意識や行動、社会慣行の中には、同和問題をはじめ、女性の人権や子どもの人権、高齢者の人権など、さまざまな人権課題が存在しています。人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で基盤となる考え方であり、そのため、人権に関する正しい理解と認識を深め、家庭、学校、地域社会、職場など、あらゆる場を通じた人権推進の取組が求められています。

本計画は、本市における「人権の尊重」施策との連携・調整を図りながら策定するものです。

阿南市総合計画 2021▶2028 ～咲かせよう夢・未来計画 2028～における取組

基本政策 2 安全で安心な暮らしを実感できるまちづくり

すべての市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、地域のつながりや支え合い、主体的なまちづくり活動に対する支援や男女共同参画・ジェンダー平等・社会の実現に向けた環境整備を進めます。

Ⅱ-3 人権・男女共同参画

ビジョン 誰もがお互いの人権と多様性を尊重し認め合うまちづくり

3-1 人権

基本目標 1 人権尊重のまちづくりの総合的推進

主要な施策 ▶市民一人ひとりの人権意識の高揚 ▶あらゆるハラスメントの根絶
▶家庭・学校・地域の連携と人権教育の推進 ▶性の多様性への理解促進とダイバーシティ社会の実現

基本目標 2 人権問題を解決するための地域活動の充実

主要な施策 ▶人権学習・啓発活動の充実 ▶人権問題の解決に向けての支援充実

基本目標 3 高齢者及び障がい者の「地域で暮らす権利」の尊重

主要な施策 ▶成年後見制度の利用促進

3-2 男女共同参画

基本目標 1 男女共同参画社会・ジェンダー平等の実現

主要な施策 ▶男女共同参画・ジェンダー平等の意識づくりの推進

基本目標 2 女性の政治・政策分野への参画

主要な施策 ▶女性リーダーの育成

基本目標 3 あらゆる暴力やハラスメントの根絶

主要な施策 ▶DVを始めとする性暴力、性差別の防止の啓発
▶関係機関との連携強化による相談・支援体制の充実

第2章 計画策定の背景

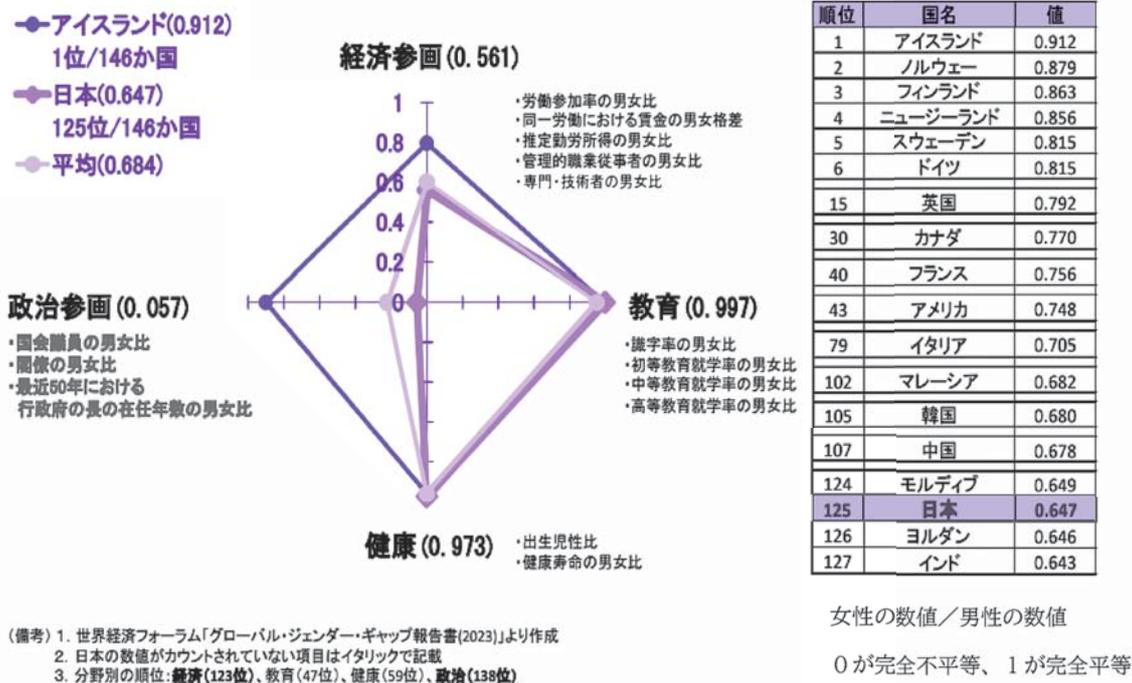
1 国際的な動き

2015(平成27)年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界をめざす17の目標「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられています。

その5番目の目標として、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを行うこと」が掲げられており、誰一人取り残さないことをめざして取り組むことが宣言されています。

しかし、世界経済フォーラムが発表した2023(令和5)年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146か国中125位(前年度146か国中116位)と前年と比べ低い順位となりました。

また、日本の順位は「教育」と「健康」は世界トップクラスの値である一方、「経済」及び「政治」における順位では低い状況にあり、この分野においては男女格差が大きく、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。



出典：内閣府 男女共同参画局

https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html

2 国の動き

① 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、2000（平成12）年に「男女共同参画基本計画」を策定し、その後の改定を経て2020（令和2）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」（以下「第5次計画」という。）を策定しています。

「第5次計画」では、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、めざすべき社会として4つの項目を掲げ、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

【第5次男女共同参画基本計画におけるめざすべき社会】

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができると社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

② 女性活躍の推進

2015（平成27）年9月に施行された「女性活躍推進法」では3つの基本原則を掲げ、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、地方公共団体はその基本方針等を勘案して、推進計画を策定することとされています。また、国や地方公共団体、労働者301人以上の民間事業主に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務付けています。

なお、2019（令和元）年の改正により、2022（令和4）年4月から一般事業主行動計画の策定及び女性活躍に関する情報公表義務の対象が、労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されました。

【女性活躍推進の3つの基本原則】

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

さらに、2018（平成30）年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、2021（令和3）年に一部改正されました。

この法律では、実態調査や啓発活動、人材育成等を通じて、国及び地方公共団体等に、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことなどの基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すると定められています。

③ 子育て支援の推進

2012（平成24）年に質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

また、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する次世代育成支援対策推進法の平成26年改正により、2025（令和7）年3月末まで延長され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のさらなる推進が求められています。

本市においても2015（平成27）年3月に「阿南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、2020（令和2）年3月にこれまでの取組を振り返り、見直しを行い「第2期阿南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまな子育て支援施策を計画的に推進しているところです。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者福祉に関する法律が2021（令和3）年6月に改正され、男女ともに仕事と育児を両立できるよう、出生時育児休業（産後パパ育休）制度の創設や雇用環境の整備、個別周知・意向確認の措置の義務化が位置づけられています。

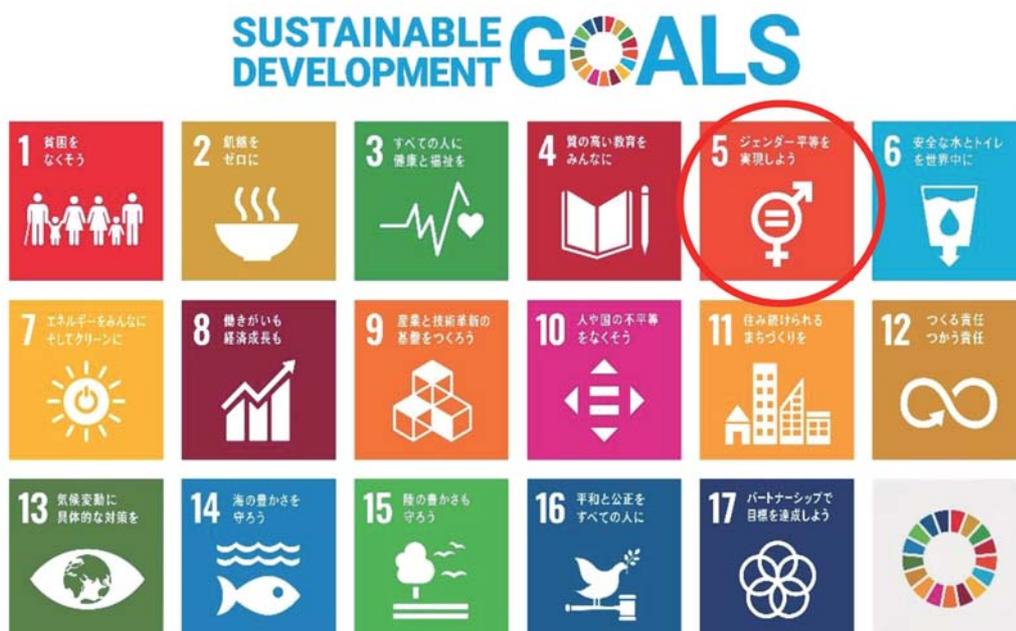
2023（令和5）年4月1日には、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とする「こども家庭庁」が創設されるのと同時に、すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会をめざして、その基本的な考え方を明らかにし、社会全体でこどもに関する取組「こども施策」を強力に進める上で基本になることを決めた「こども基本法」が施行されました。

④ 児童虐待と配偶者暴力の防止

2019（令和元）年6月に、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）に関する「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、その中で「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」も改正され、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるように、DV被害者支援と児童虐待対応との連携強化が求められました。

⑤ SDGsの達成

男女共同参画社会基本法の第7条には、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。また、「SDGsモデル」の確立に向けた取組の8つの優先課題の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げています。



⑥ 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は2022（令和4）年5月に成立し、2024（令和6）年4月に施行されます。今まで女性への支援は、1956（昭和31）年に制定された売春防止法に規定され、対象を「要保護女子（性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子）」とし、「保護更生」を目的にしたものでした。

困難女性支援法の第1条では「女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い」とあるように、経済的困窮、DVや性暴力被害など女性を取り巻く現代的課題が規定されました。

また、第3条には「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資すること」と理念も掲げられ、女性の福祉や権利擁護を主軸とした法律となっています。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」に、市町村は、最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎ等の実施が明記されています。

3 徳島県の動き

徳島県では、2019（令和元）年7月に策定した「徳島県男女共同参画基本計画（第4次）」の成果と課題の検証を行い、社会情勢の変化や県民意識の多様化を踏まえ、2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間を計画期間とした「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」を2023（令和5）年度に策定しています。

この計画では、3つの「基本方針」のもと、「主要課題」として12の柱を立て、主要課題ごとに具体的な推進方策をまとめています。

【参考／徳島県男女共同参画基本計画（第5次）計画の体系】

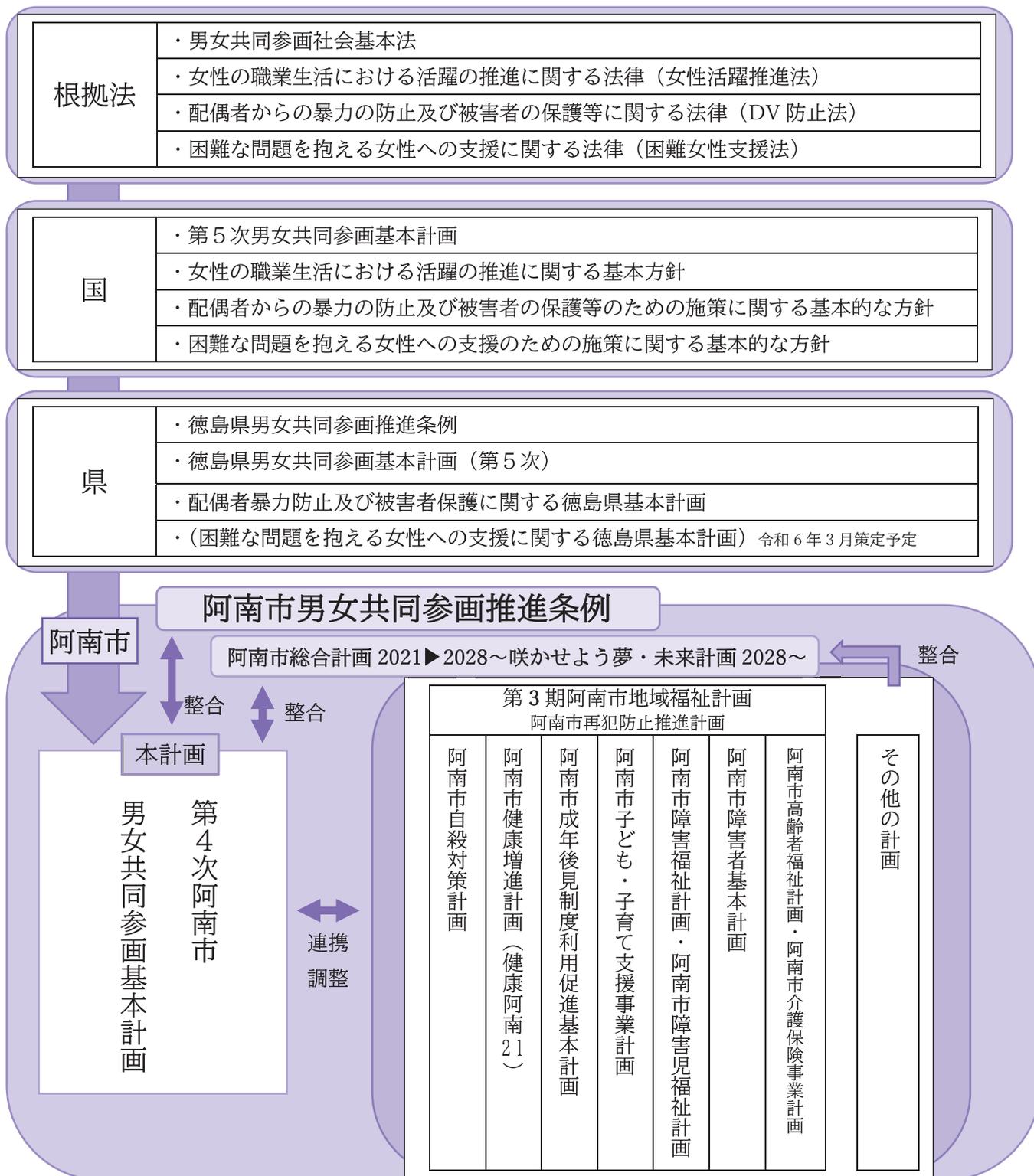
基本方針	主要課題	推進方策
Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり	1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	(1)多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進
		(2)女性のキャリアアップに対する支援、デジタル人材の育成
		(3)男女間賃金格差への対応
		(4)起業・創業への支援
		(5)女性の参画が少ない分野での活躍促進
		(6)職場におけるハラスメントの防止対策の推進
	2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進	(1)テレワークの一層の普及など、多様で新しい働き方の創出
		(2)働き方改革の推進
	3 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備	(1)ワーク・ライフ・バランスの普及・促進
		(2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実
		(3)男性の育児休業取得等の推進
	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進
(2)男女共同参画を推進するグローバル人材の養成		
Ⅱ 安全・安心に暮らせる環境づくり	5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
		(2)性犯罪・性暴力・AV出演被害対策の推進・強化及び被害者支援
		(3)ストーカー行為等への対策の推進・強化
		(4)加害者の再犯防止に関する取組
	6 生活上の困難を抱える女性等への支援	(1)ひとり親家庭等への支援
		(2)若年者の妊娠等への支援
		(3)困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備
	7 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1)男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持
		(2)妊娠・出産等に関する健康支援
	8 防災・事前復興における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点に立った防災・事前復興
		(2)男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立
	Ⅲ 地域でともに支え合う社会づくり	9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発
(2)男性にとっての男女共同参画の推進		
(3)総合相談体制の充実・強化		
10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実		(1)人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実
		(2)子どもにとっての男女共同参画の推進
11 地域社会における男女共同参画の推進		(1)地域における男女共同参画の推進
		(2)地方創生の推進と男女共同参画
		(3)環境保全への寄与
12 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現		(1)高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる社会づくり
		(2)多様な人権尊重

第3章 計画の概要

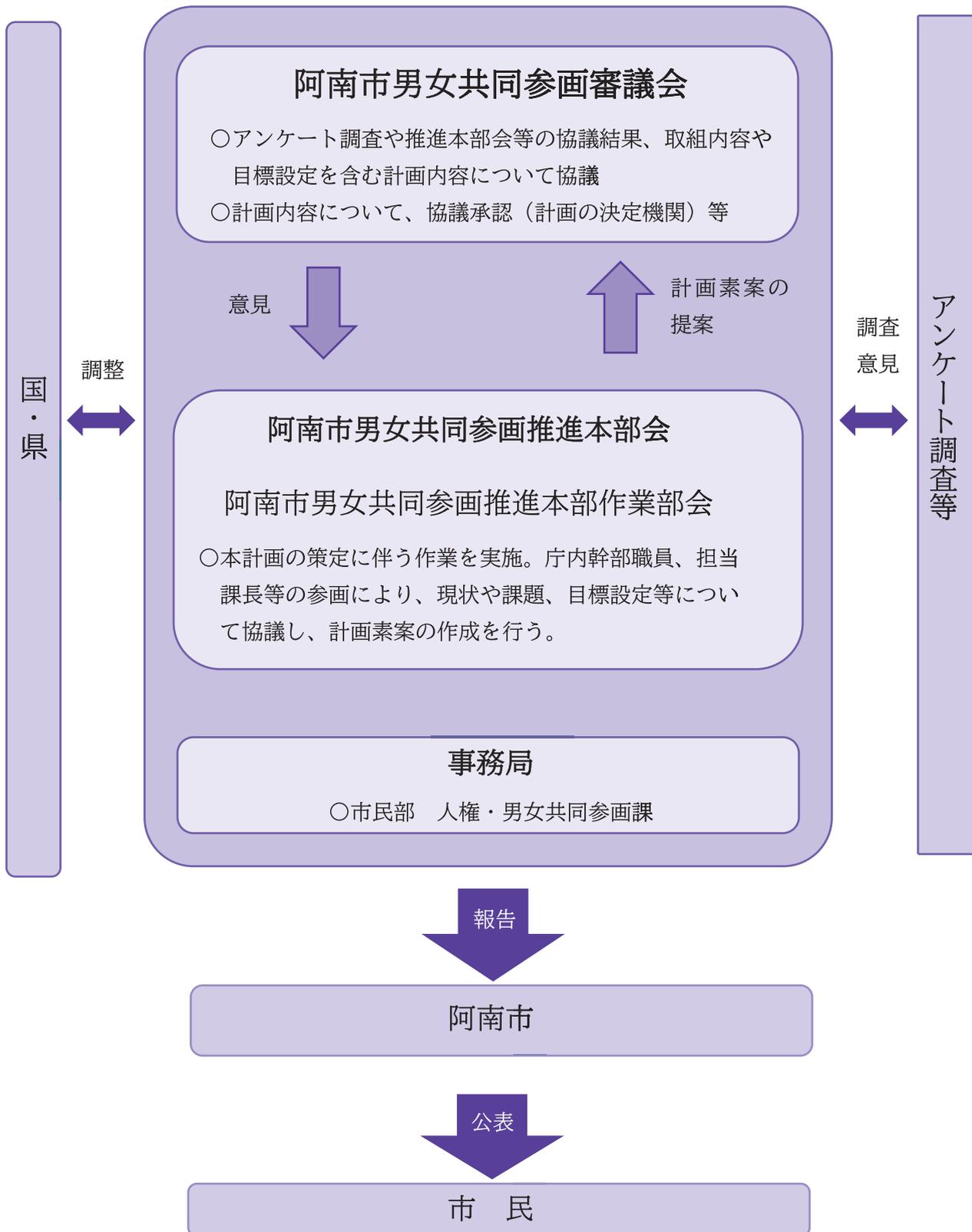
1 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を根拠とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」並びに「困難女性支援法」に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

また、国や県の男女共同参画基本計画及び本市の総合計画をはじめ、関連他計画とも調整し、整合性に配慮して策定しています。



2 計画の策定方法



① 市民意見の反映

市民及び事業所の男女共同参画に関する意識や実態等を把握し、今後の施策に生かすとともに、結果を本計画に反映するための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査名称	阿南市 男女共同参画に関する 市民意識調査	阿南市 男女共同参画に関する 事業所調査
調査対象	18歳以上の市民	市内に所在する事業所
調査方法	郵送配布・回収	郵送配布・回収及びインターネット回答
調査期間	2022(令和4)年11月22日～12月7日	2022(令和4)年11月22日～12月7日
配布・回収状況	配布数	2,000 票
	有効回収数	703 票
	有効回収率	35.2%
	配布数	600 票
	有効回収数	212 票
	有効回収率	35.3%

② 第3次計画の検証と評価

第3次計画に基づき実行しているさまざまな施策や取組については、毎年度、検証を行うとともに、実施にあたっての問題点や課題の抽出を行い、見直しを進めてきました。

検証した結果は、毎年度、阿南市男女共同参画審議会において審議された後、人権・男女共同参画課及び住民センター、支所、隣保館、公民館、教育集会所において公表しています。

本計画は、取組内容の検証・評価を踏まえて策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。計画の最終年度にあたる2028（令和10）年度に、それまでの取組の評価を行い、2029（令和11）年度からの次期計画につなげます。

なお、社会情勢の変化や制度の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

第4章 本市の現状

1 阿南市の人口等の現状

① 人口の推移

本市の人口は、2023（令和5）年3月末日現在で 69,430 人となっており、2018（平成30）年から 4,404 人の減少(2018(平成30)年を 100.0 とした場合 94.0)となっています。

1 世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、2018(平成30)年の 2.40 人から 2023(令和5)年で 2.22 人と小家族化傾向にあります。

【人口・世帯数の推移】

	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年
人口	73,834	73,133	72,193	71,336	70,327	69,430
世帯数	30,768	30,935	31,051	31,206	31,187	31,318
世帯人員(人/世帯)	2.40	2.36	2.32	2.29	2.26	2.22
人口増加率(%)	100.0	99.1	97.8	96.6	95.3	94.0
世帯数増加率(%)	100.0	100.5	100.9	101.4	101.4	101.8

資料：住民基本台帳(各年3月末日)

② 人口の動き

(1)出生数と死亡数

本市の出生数及び死亡数をみると、2022(令和4)年では出生数が 376 人、死亡数が 978 人で、死亡数が出生数を上回って推移しています。

【出生数・死亡数】

	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年
出生数	466	446	422	382	376
死亡数	989	915	948	1,002	978
自然増加数	▲ 523	▲ 469	▲ 526	▲ 620	▲ 602

資料：阿南市統計書

一方、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は2013(平成25)年～2017(平成29)年では1.61となっており、県や国の平均を上回って推移しています。

【合計特殊出生率】

	2003(平成15)年～ 2007(平成19)年	2008(平成20)年～ 2012(平成24)年	2013(平成25)年～ 2017(平成29)年
阿南市	1.51	1.57	1.61
徳島県	1.33	1.41	1.50
全国平均	1.31	1.38	1.43

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

(2)人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移している状態にあります。

転入と転出からみる「社会動態」についても、近年はマイナスを示し、市外への転出数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向が継続しています。

【人口動態】

	自然動態			社会動態			人口増加
	出生数	死亡者数	自然増加	転入	転出	社会増加	
2018(平成30)年	466	989	▲ 523	1,694	1,945	▲ 251	▲ 774
2019(令和元)年	446	915	▲ 469	1,729	2,112	▲ 383	▲ 852
2020(令和2)年	422	948	▲ 526	1,636	1,965	▲ 329	▲ 855
2021(令和3)年	382	1,002	▲ 620	1,682	2,072	▲ 390	▲ 1,010
2022(令和4)年	376	978	▲ 602	1,750	1,966	▲ 216	▲ 818

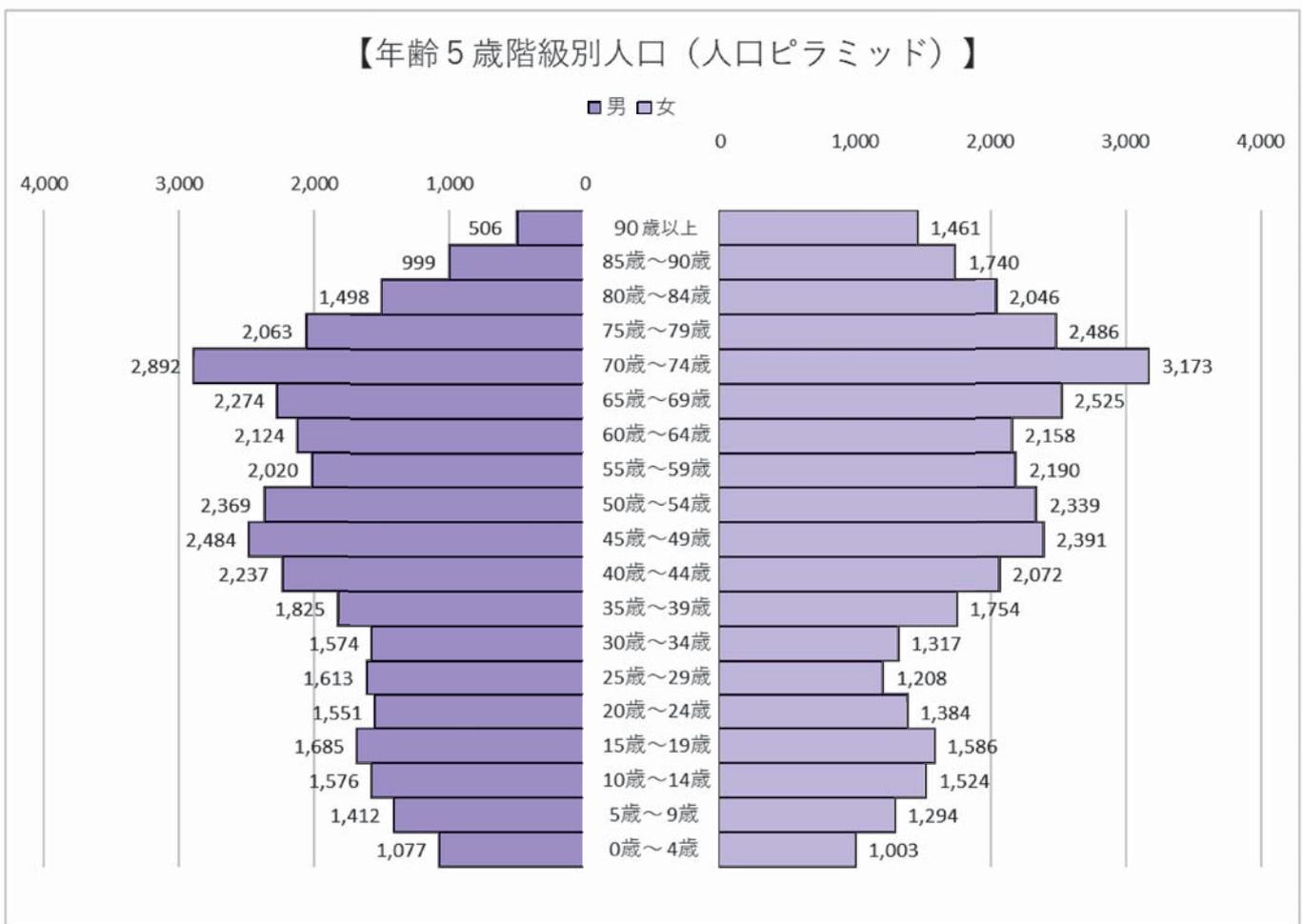
資料：阿南市統計書

2 年齢別人口

本市の年齢人口を5歳階級別で見ると、男女とも70歳前半のいわゆる「団塊の世代」及びそのこども世代である40歳代の「団塊ジュニア層」が、本市のボリュームゾーンとなっています。

また70歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

阿南市の人口 ※2023年（令和5）年3月31日現在の住民基本台帳		
男性	女性	合計
33,779人	35,651人	69,430人



3 国勢調査の状況

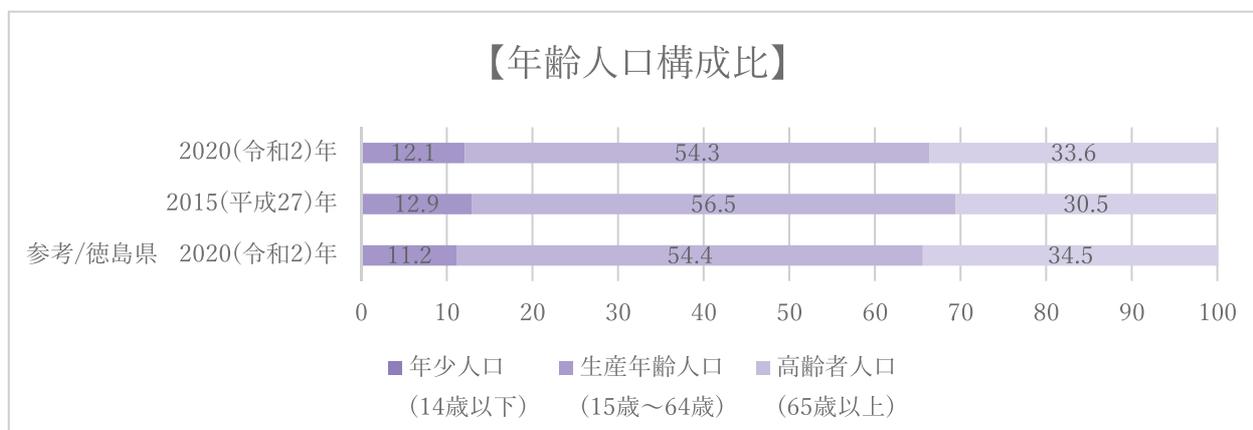
2020(令和2)年の国勢調査の結果では

① 人口

阿南市の人口				
	男性	女性	合計	割合
年少人口 (14歳以下)	4,236人	4,055人	8,291人	12.1%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	19,125人	18,240人	37,365人	54.3%
高齢者人口 (65歳以上)	10,037人	13,094人	23,131人	33.6%
合計	33,398人	35,389人	68,787人	100.0%

「年少人口(14歳以下)」の割合が12.1%、「生産年齢人口(15～64歳)」が54.3%、「高齢者人口(65歳以上)」が33.6%となっています。

高齢者人口の割合(高齢化率)は、2015(平成27)年の国勢調査時の30.6%から2020(令和2)年で33.6%と増加で推移しています。一方、年少人口は12.9%から12.1%へ減少しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

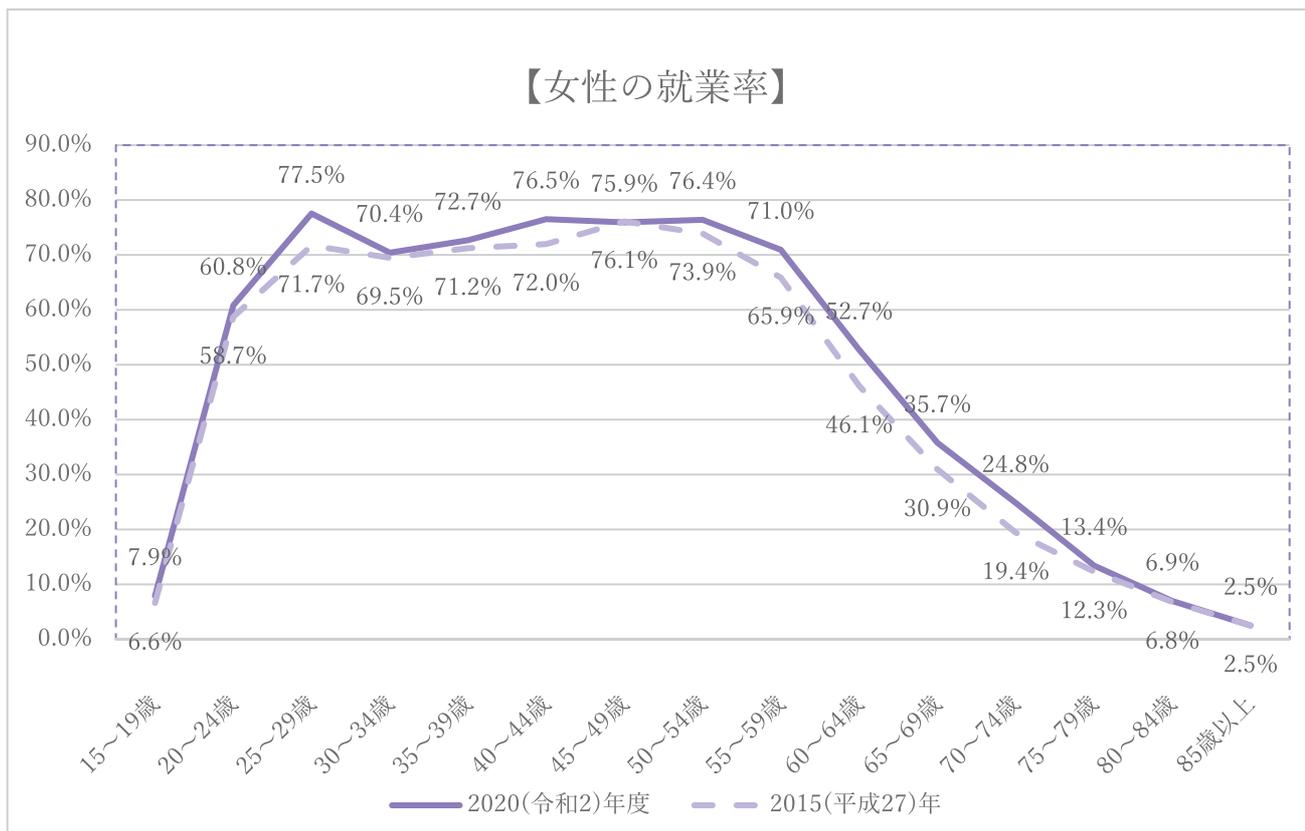


資料：国勢調査

② 女性の就業率の変化

本市における女性の就業率をみると、2015(平成27)年には「台形」に近い形に変化し、30歳代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ」の状況は解消に向かい、働く女性や共働き世帯が増加傾向にあることがうかがえました。

2020(令和2年)の比率では、25～29歳の女性の就業率は77.5%にのぼり、就業者はさらに増加しているものの、20代後半の比率をピークに急低下していく現象が現れています。

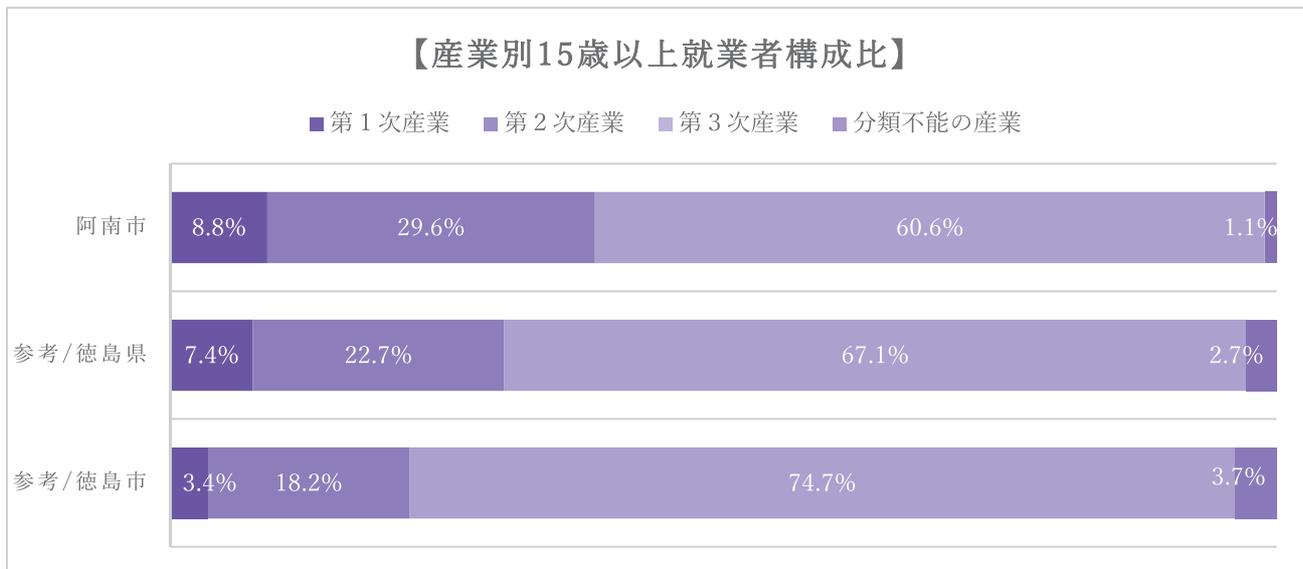


資料 国勢調査

③ 産業別就業者構成比

本市の産業別就業者構成比をみると、2020(令和2)年では第1次産業の割合が8.8%、第2次産業が29.6%、第3次産業が60.6%となっており、第1次産業及び第2次産業の割合は徳島県を上回っています。

産業を細分化してみると、「製造業」の就業者が最も多く、次いで「医療・福祉」「卸売業・小売業」などの就業者が多くなっています。



【産業別15歳以上就業者構成比】

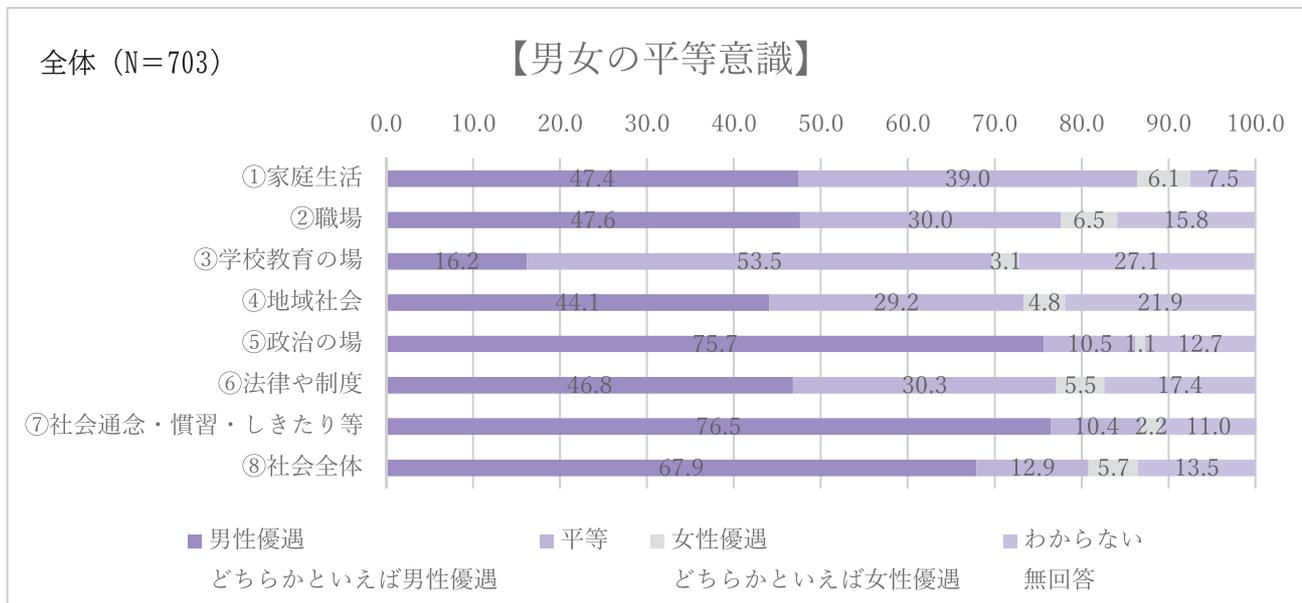


資料 国勢調査

4 アンケート調査結果の概要

① 男女の平等意識

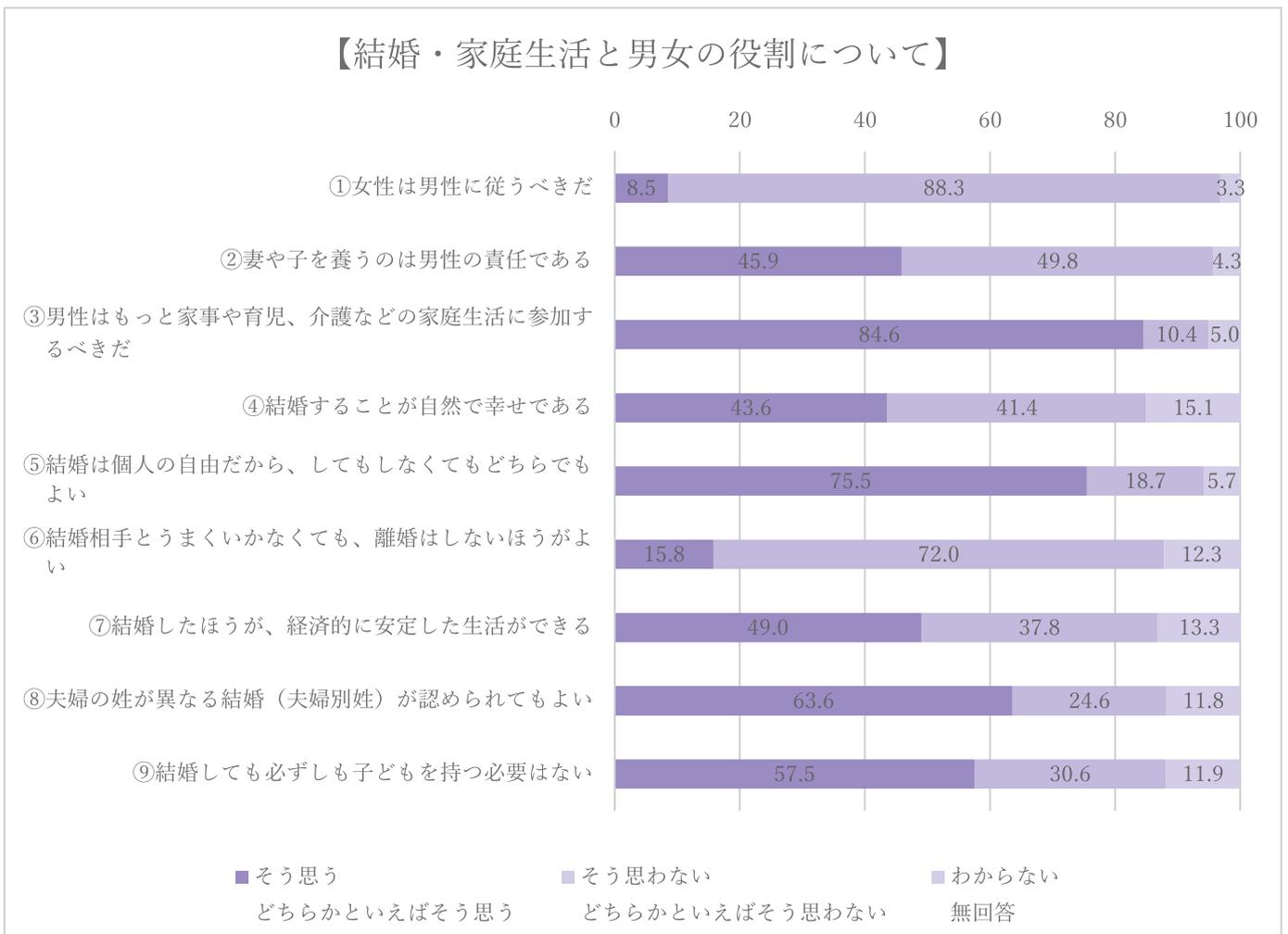
男女の平等意識をみると、全ての分野において男性優遇意識が女性優遇意識を上回っており、特に「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり等」「社会全体」で目立っています。



② 結婚、家庭生活と男女の役割について

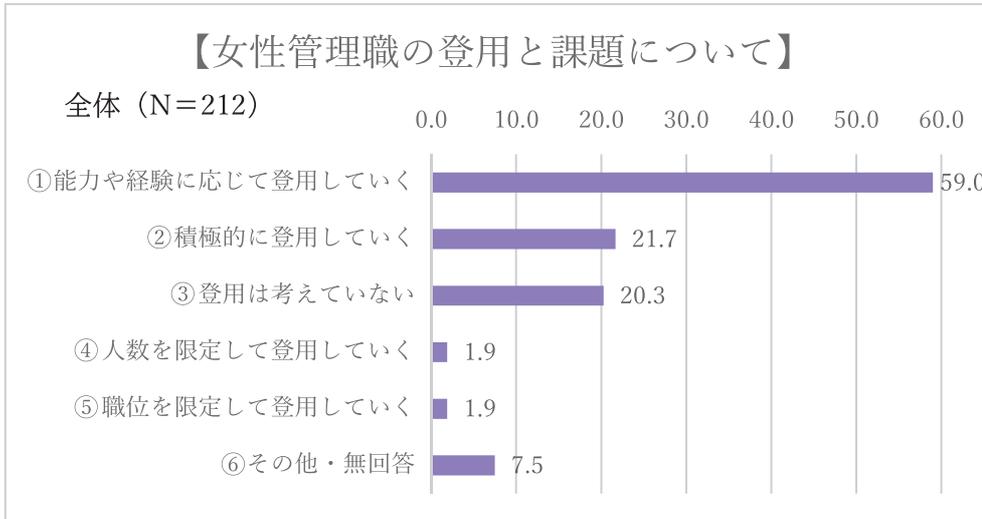
男女の役割意識では「男性はもっと家事や育児、介護などの家庭生活に参加するべきだ」の肯定意識（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合が最も高く、次いで、「結婚は個人の自由だから、してもしなくてもどちらでもよい」、「夫婦の姓が異なる結婚（夫婦別姓）が認められてもよい」、「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」となっています。

一方、否定意識（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）では、「女性は男性に従うべきだ」の割合が最も高く、次いで「結婚相手とうまくいかなくても、離婚はしないほうがよい」となっています。

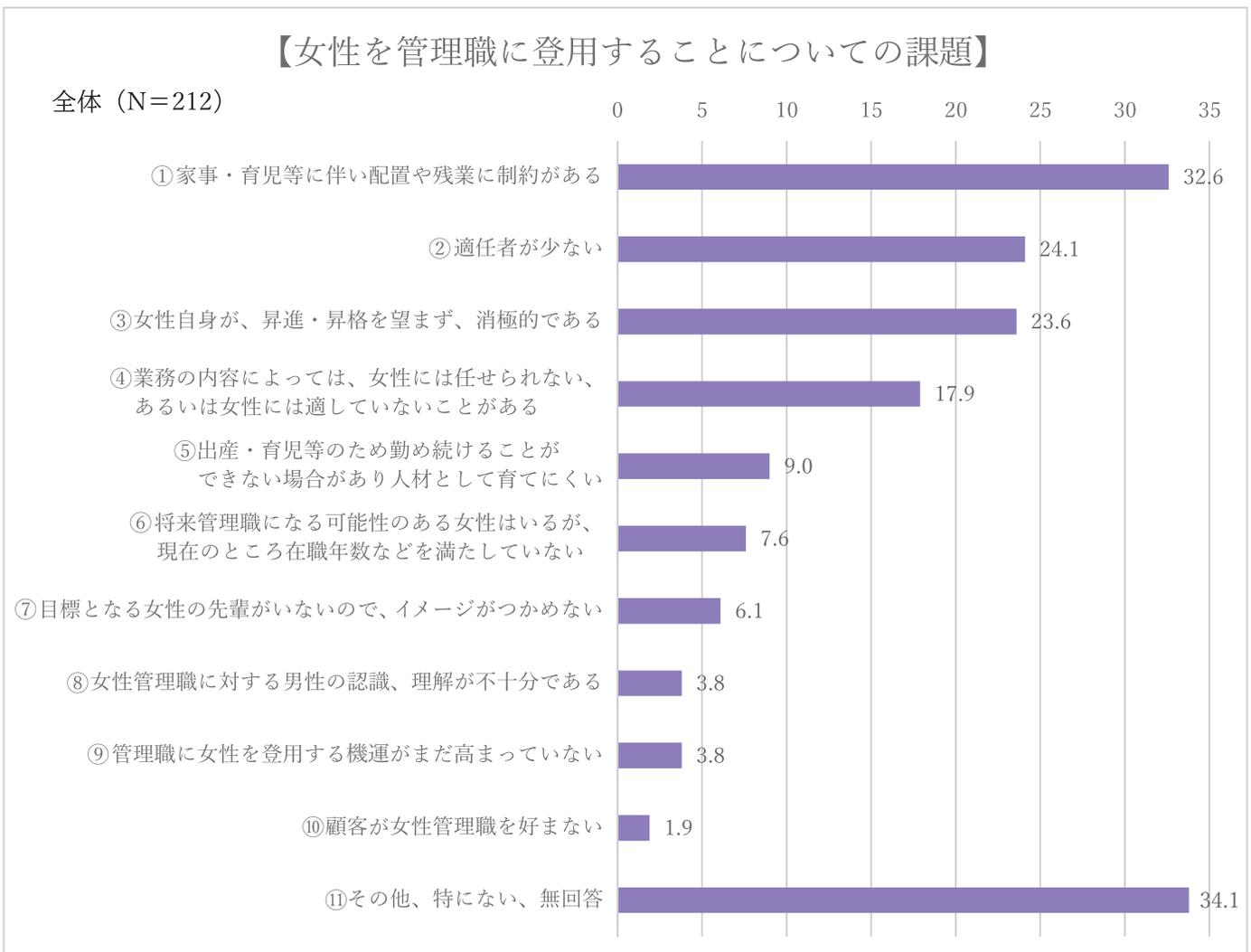


③ 女性管理職の登用と課題について

女性管理職の登用についての考えは、「能力や経験に応じて登用していく」の割合が最も高く、次いで「積極的に登用していく」、「登用は考えていない」となっています。



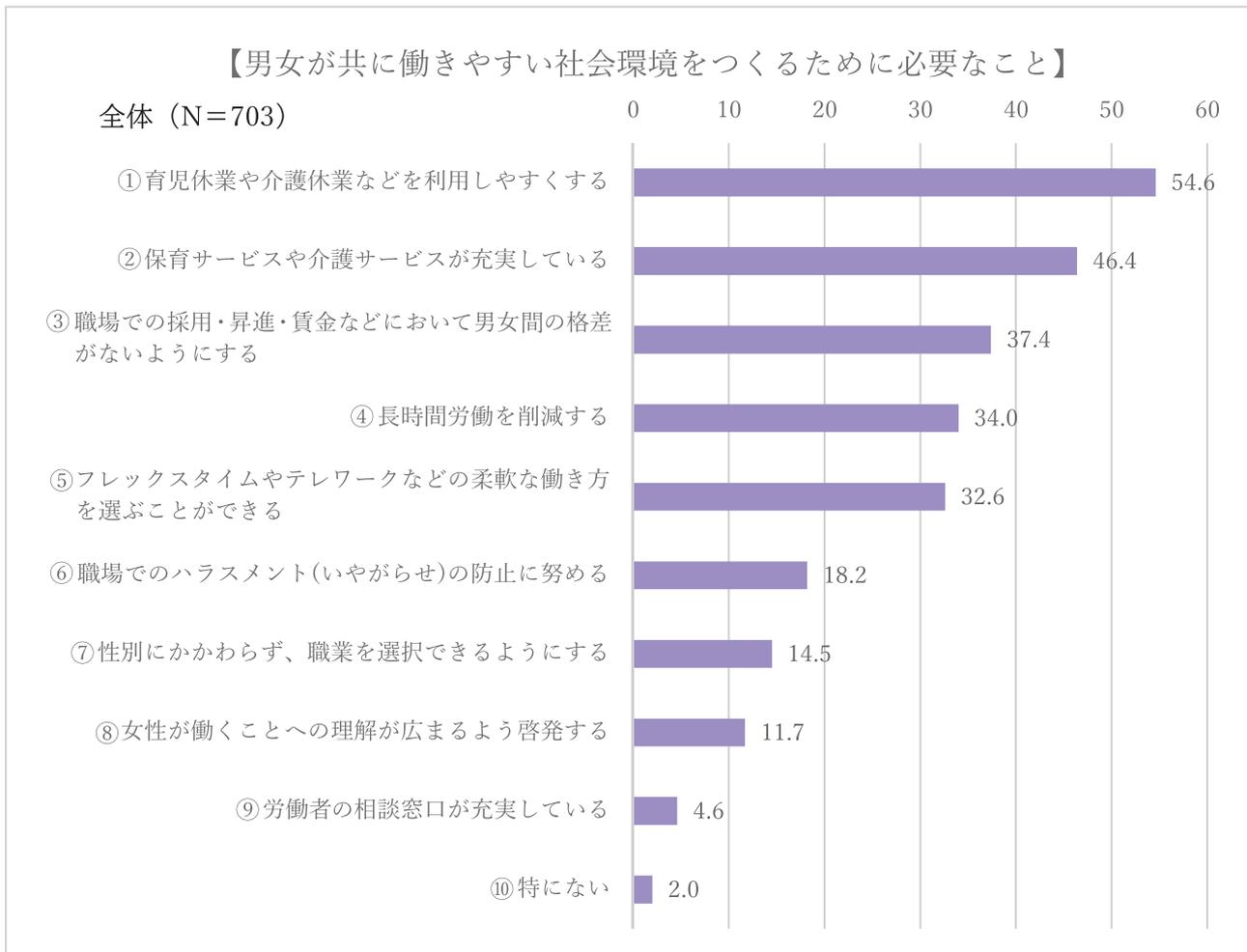
女性を管理職に登用することについての女性にとっての課題では、「家事・育児等に伴い配置や残業に制約がある」の割合が最も高く、次いで「特にない」、「適任者が少ない」、「女性自身が、昇進・昇格を望まず、消極的である」となっています。



④ 男女が共に働きやすい社会環境について

男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なことでは、「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」の割合が最も高く、次いで「保育サービスや介護サービスが充実している」、「職場での採用・昇進・賃金などにおいて男女間の格差がないようにする」、「長時間労働を削減する」となっています。

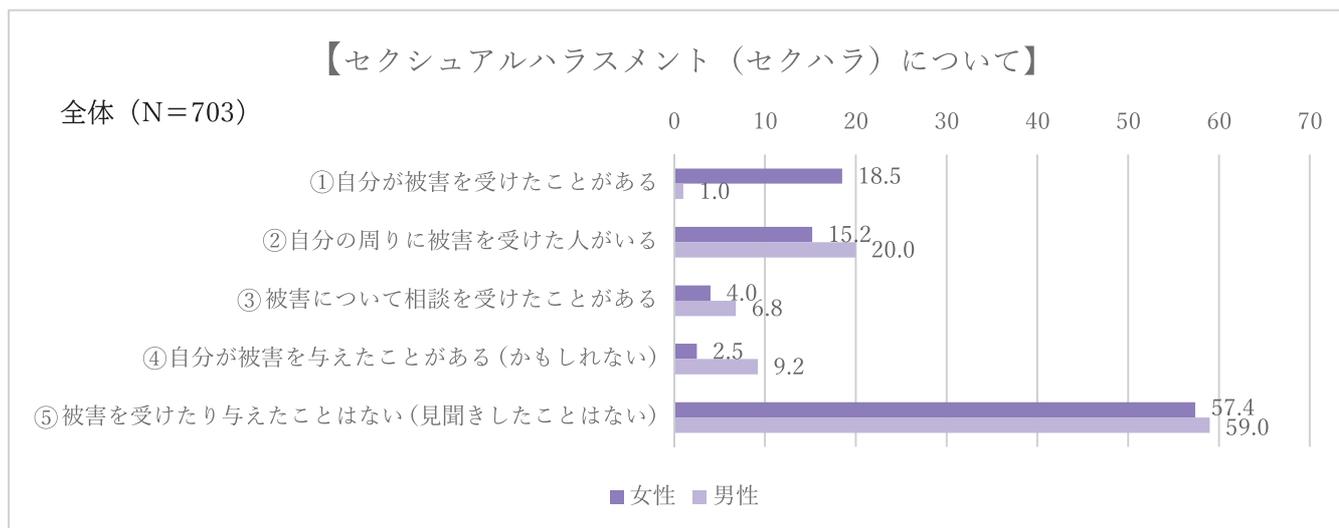
前回の調査に比べ「フレックスタイムやテレワークなどの柔軟な働き方を選ぶことができる」（前回 10.1%）、「職場での採用・昇進・賃金などにおいて男女間の格差がないようにする」（前回 16.5%）、「長時間労働を削減する」（前回 18.4%）の割合が増加しています。



⑤ 各種ハラスメントについて

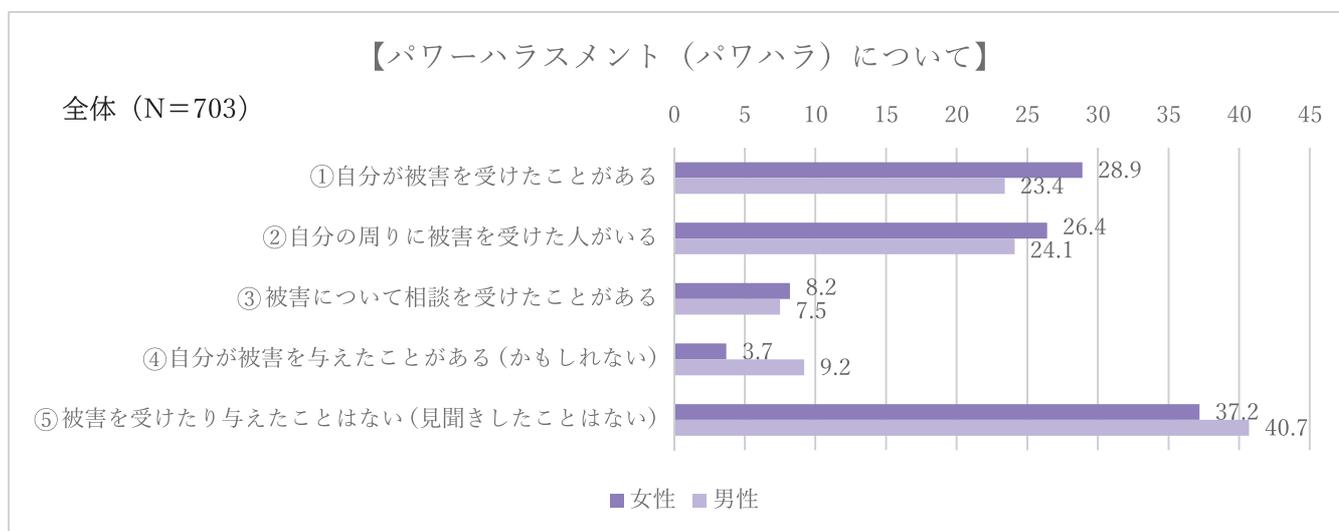
「セクシュアルハラスメント」について、女性は「自分が被害を受けたことがある」の割合が 18.5%と男性よりも高くなっています。男性は、「自分の周りに被害を受けた人がいる」、「被害について相談を受けたことがある」、「自分が被害を与えたことがある (かもしれない)」の割合がそれぞれ女性よりも高くなっています。

※セクシュアルハラスメント：職場などにおいて、性的な言動によって労働条件や就業環境を害される行為のこと。相手は異性に限らない。



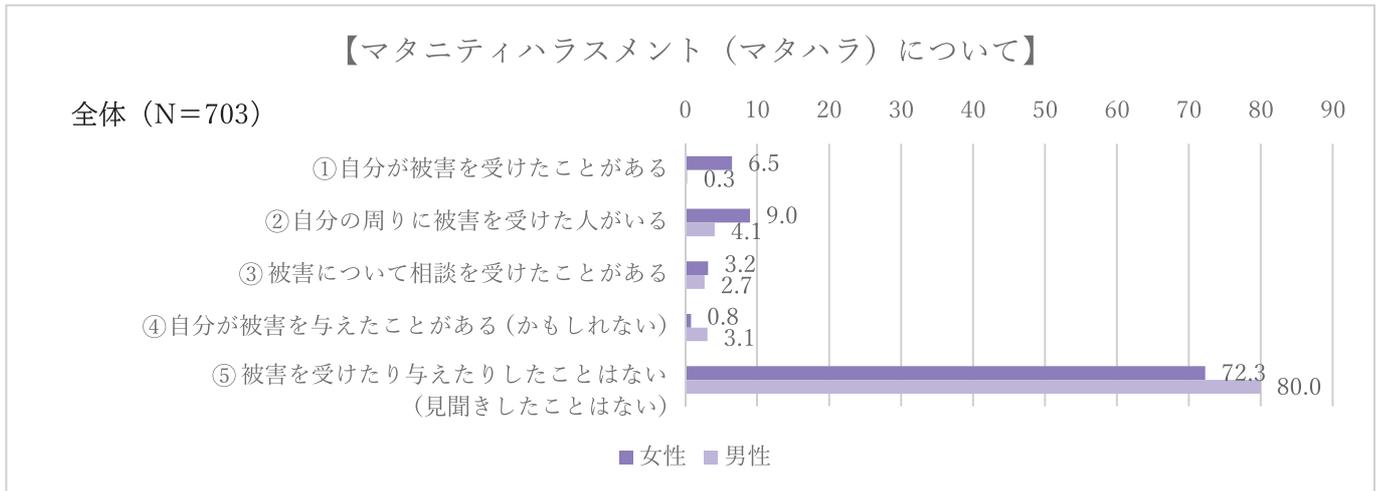
「パワーハラスメント」について、女性は「自分が被害を受けたことがある」の割合が 28.9%、「自分の周りに被害を受けた人がいる」が 26.4%となっています。男性は「自分が被害を受けたことがある」の割合が 23.4%、「自分の周りに被害を受けた人がいる」が 24.1%となっており、どちらも女性より下回っており、「自分が被害を与えたことがある (かもしれない)」が 9.2%となっています。

※パワーハラスメント：職場などにおいて、職務上の地位や人間関係といった権力 (パワー) を利用して、精神的・身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる行為のこと。



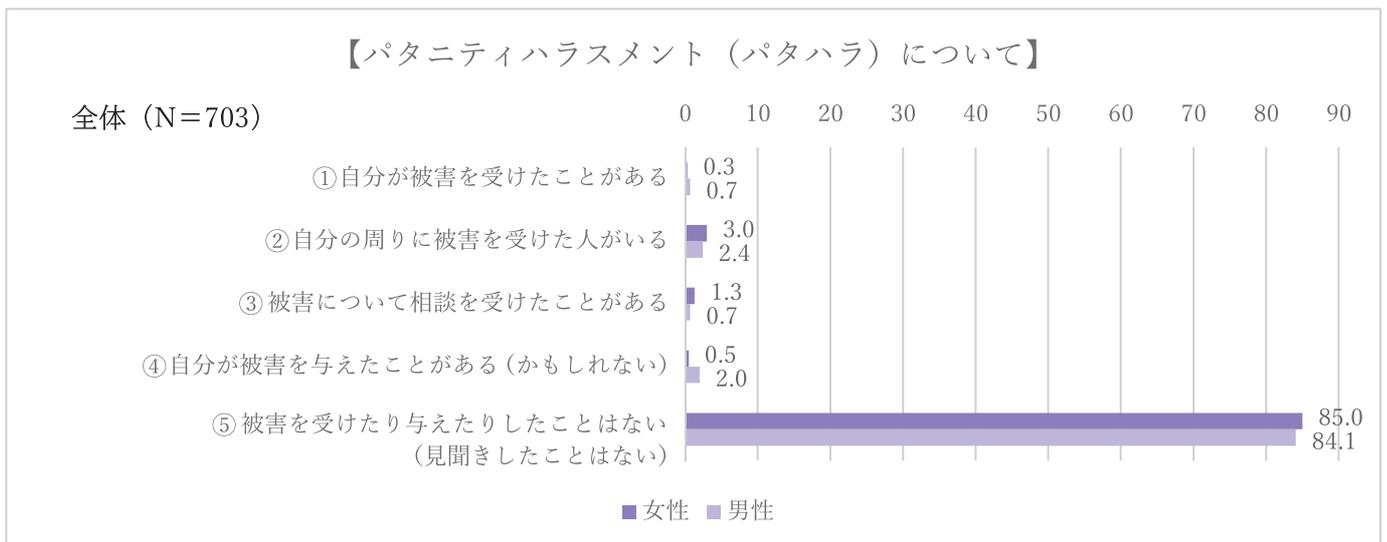
「マタニティハラスメント」について、女性は「自分が被害を受けたことがある」の割合が 6.5%、「自分の周りに被害を受けた人がいる」が 9.0%となっています。

※マタニティハラスメント：職場などにおいて、働く女性が妊娠や出産を理由に精神的・身体的な苦痛を受ける嫌がらせ行為のこと。



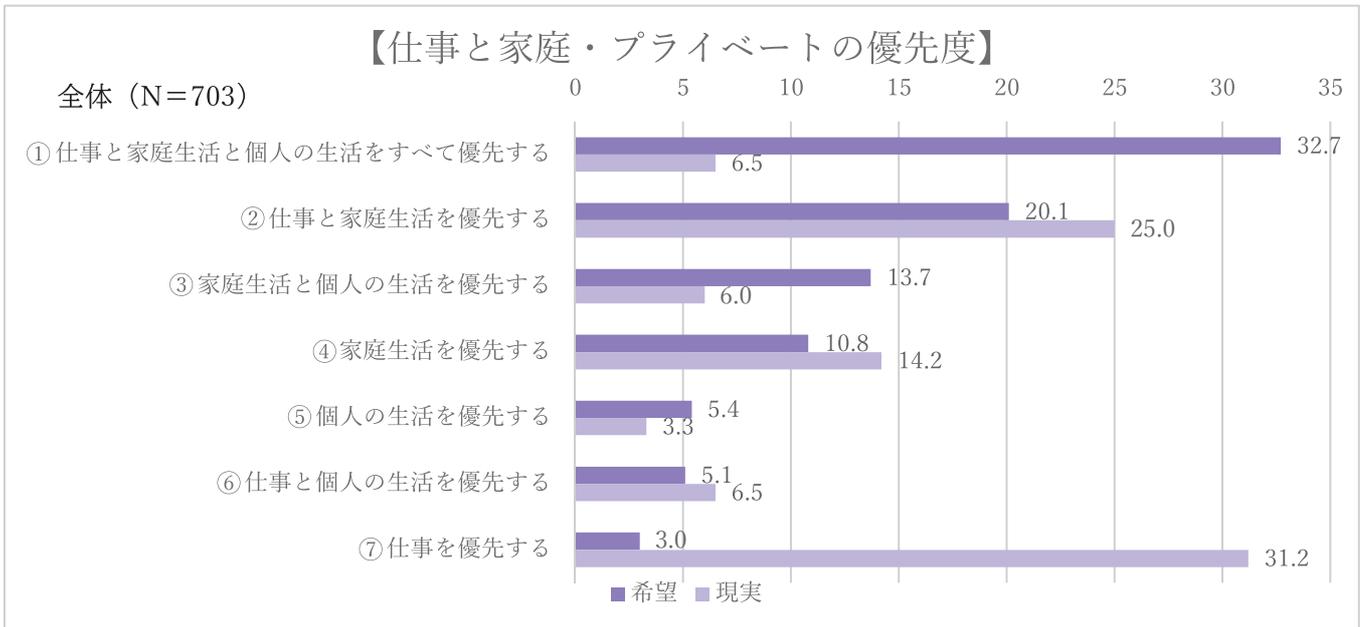
「パタニティハラスメント」について、男性は「自分が被害を受けたことがある」の割合が 0.7%、「自分の周りに被害を受けた人がいる」が 2.4%となっています。

※パタニティハラスメント：職場などにおいて、働く男性が育児を理由に精神的・身体的な苦痛を受ける嫌がらせ行為のこと。



⑥ 仕事と家庭・プライベートの優先度について

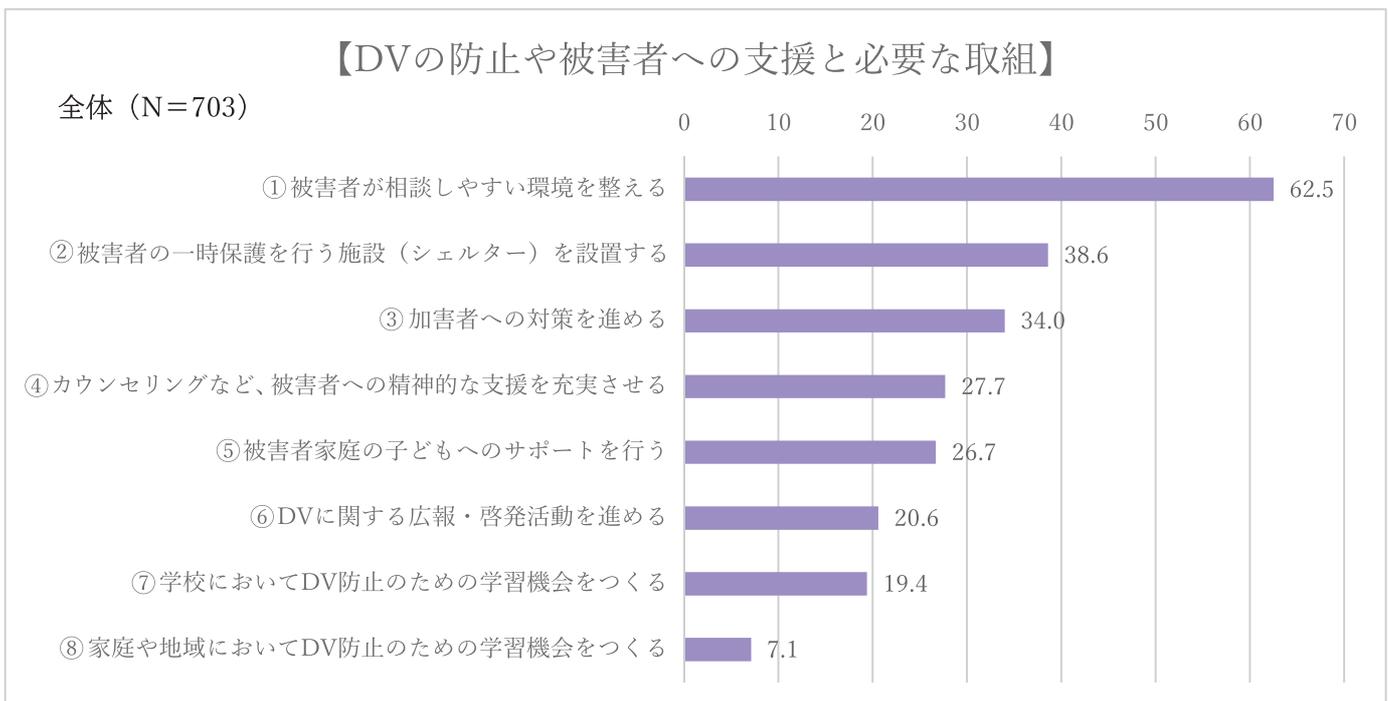
日常生活の優先度の希望と現実では、「仕事と家庭生活と個人の生活をすべて優先する」の希望（32.7%）と現実（6.5%）の割合の差が最も大きく 26.2 ポイントとなっており、次いで「仕事を優先する」の希望（3.0%）と現実（31.2%）の差が 28.2 ポイントとなっています。



⑦ DV（ドメスティック・バイオレンス）について

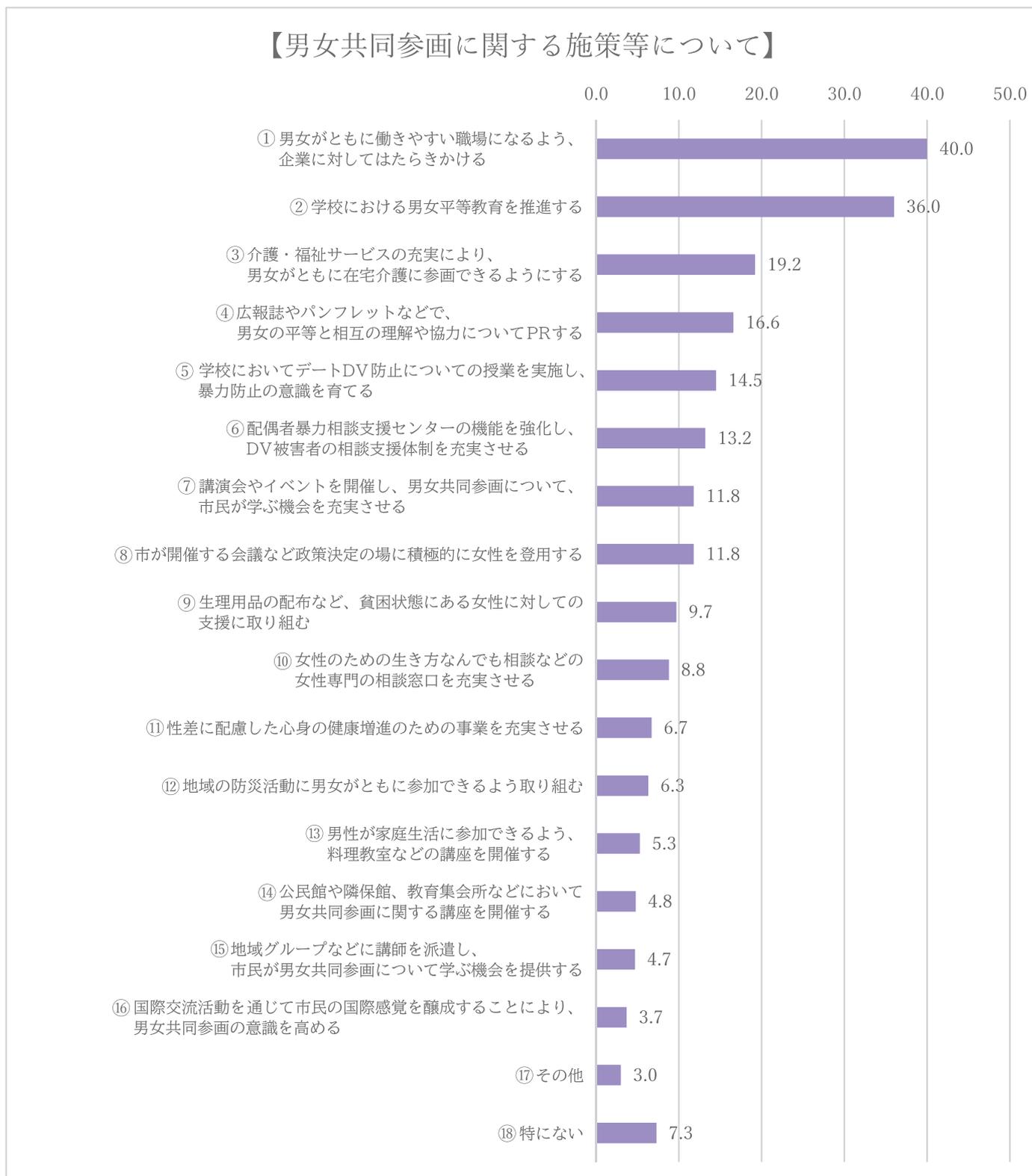
DV に関する必要な取組では、「被害者が相談しやすい環境を整える」の割合が最も高く、次いで「被害者の一時保護を行う施設（シェルター）を設置する」、「加害者への対策を進める」、「カウンセリングなど、被害者への精神的な支援を充実させる」となっています。

前回調査と比較すると概ね同様な傾向となっていますが、「加害者への対策を進める」（前回 22.0%）の割合が増えています。



⑧ 男女共同参画に関する施策等について

男女共同参画の社会形成に阿南市が力を入れるべきことでは、「男女がともに働きやすい職場になるよう、企業に対してはたらきかける」の割合が最も高く、次いで「学校における男女平等教育を推進する」、「介護・福祉サービスの充実により、男女がともに在宅介護に参画できるようにする」、「広報誌やパンフレットなどで、男女の平等と相互の理解や協力についてPRする」となっています。



第5章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の総合計画である「阿南市総合計画 2021▶2028～咲かせよう夢・未来計画 2028～」においては、基本施策の1つに「安全で安心な暮らしを実感できるまちづくり」を掲げ、すべての市民がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、地域のつながりや支え合い、主体的なまちづくり活動に対する支援や男女共同参画・ジェンダー平等社会の実現に向けた環境整備を進めています。

また、人権・男女共同参画の基本理念を「誰もがお互いの人権と多様性を尊重し認め合うまちづくり」としており、本計画においても、この基本理念に基づいて、人権尊重と男女共同参画の理解促進を図るとともに、さまざまな場面で女性が活躍する機会を充実し、男女が共にお互い認め合いながら、光輝く未来に向かって生きる、活力あるまちづくりをめざします。

本計画の基本理念

誰もがお互いの人権と多様性
を尊重し認め合うまちづくり

2 男女共同参画の基本的な方向性

阿南市男女共同参画推進条例に基づく、「阿南市男女共同参画基本計画」の基本理念の下、男女が互いにその人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮しながら、社会のあらゆる分野において共に参画できる男女共同参画社会・ジェンダー平等社会の実現をめざします。

政策や方針決定過程への女性の参画拡大を促進するとともに、ダイバーシティ社会の実現や男女共同参画を推進するリーダーの育成と女性のエンパワーメント促進に努めます。

女性に対する暴力をはじめ、いかなる暴力も許さないという暴力根絶のための意識づくりに努め、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの「基本目標」を掲げ、それぞれに「基本方針」を定めます。基本方針に基づいて進める個別の取組については、第3次計画において実行してきた施策や事業に、新たな施策や事業を加えることによって、その後の取組に反映させることとしています。

基本目標Ⅰ 男女がともに認め合うまちづくり

男女が平等であるためには、一人ひとりが「一個人」としてお互いを認め合い、それぞれの個性や能力を発揮できることが重要です。

依然として、社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が強い現状を踏まえ、男女平等意識の浸透に向けて、従来の固定観念や社会通念、しきたり、慣習等を見直すなど、意識の改革を促進します。

また、男女共同参画は人権尊重を基盤としていることから、家庭・学校・地域社会・職場などあらゆる場において、さまざまな機会を通じて人権学習や人権啓発を推進します。

【基本方針1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

主要課題1 人権尊重の基盤づくり

主要課題2 男女共同参画の意識づくり

【基本方針2】学びの場における男女共同参画の推進

主要課題3 男女平等の視点に立った教育・保育の推進

主要課題4 多様な学習機会の提供

基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できるまちづくり（女性活躍推進計画）

基本目標Ⅱに係る取組は、本市における「女性の活躍推進に向けた行動計画（以下「女性活躍推進計画」という。）」として位置付けます。

少子高齢化や個人のライフスタイルの多様化など、さまざまな社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するために、多様な人材の能力を活用し、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。

社会のあらゆる分野での政策・方針決定過程の場において、女性の積極的な登用を促進するとともに、女性の支援に努め、女性の人材育成と活躍の促進を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、男性の家事・育児への参加促進、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策や介護支援等、さまざまな環境整備に取り組むとともに、地域活動における男女共同参画を促進します。

【基本方針3】女性活躍推進の基盤づくり

主要課題5 政策・方針決定過程における女性活躍の推進

主要課題6 人材の育成

主要課題7 誰もが働きやすい職場環境の整備

【基本方針4】ワーク・ライフ・バランスの推進

主要課題8 ワーク・ライフ・バランスの推進

主要課題9 男性にとっての男女共同参画の促進

【基本方針5】地域社会における男女共同参画の推進

主要課題10 地域活動における男女共同参画の推進

主要課題11 農林水産業や自営業等における意識づくり

基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、さまざまな機会を通じて啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

基本方針6に係る取組を「DV防止法」に基づく市町村基本計画として、基本方針7に係る取組を「困難女性支援法（2024（令和6）年4月1日施行）」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

生涯にわたる男女の健康づくりへの支援をはじめ、少子高齢化社会における地域共生の考え方に基づいて、地域福祉を推進します。

【基本方針6】暴力を許さない社会づくり（DV防止基本計画）

主要課題12 あらゆる暴力や虐待の根絶

主要課題13 きめ細かな相談・支援体制の充実

【基本方針7】困難な問題を抱える女性への支援（困難女性支援基本計画）

主要課題14 困難な問題を抱える女性への包括的かつ切れ目のない支援

主要課題15 困難な問題を抱える女性の支援に関する連携体制の整備

【基本方針8】男女の生涯を通じた健康づくり

主要課題16 あらゆる世代へ健康増進の機会づくり

主要課題17 母子健康の保持と増進

【基本方針9】ともに支え合う社会づくり

主要課題18 ダイバーシティ社会の実現

主要課題19 安全・安心な地域づくり

【基本理念】 誰もがお互いの人権と多様性を尊重し認め合うまちづくり

【基本目標】

【基本方針】

【主要課題】

【基本目標Ⅰ】
男女がともに
認め合う
まちづくり

【1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

1 人権尊重の基盤づくり
2 男女共同参画の意識づくり

【2】学びの場における男女共同参画の推進

3 男女平等の視点に立った教育・保育の推進
4 多様な学習機会の提供

【基本目標Ⅱ】
男女がともに
活躍できる
まちづくり
(女性活躍
推進計画)

【3】女性活躍推進の基盤づくり

5 政策・方針決定過程における女性活躍の推進
6 人材の育成
7 誰もが働きやすい職場環境の整備

【4】ワーク・ライフ・バランスの推進

8 ワーク・ライフ・バランスの推進
9 男性にとっての男女共同参画の促進

【5】地域社会における男女共同参画の推進

10 地域活動における男女共同参画の推進
11 農林水産業や自営業等における意識づくり

【6】暴力を許さない社会づくり
(DV 防止基本計画)

12 あらゆる暴力や虐待の根絶
13 きめ細かな相談・支援体制の充実

【基本目標Ⅲ】
男女がともに
安心して
暮らせる
まちづくり

【7】困難な問題を抱える女性への支援
(困難女性支援基本計画)

14 困難な問題を抱える女性への包括的かつ切れ目のない支援
15 困難な問題を抱える女性の支援に関する連携体制の整備

【8】男女の生涯を通じた健康づくり

16 あらゆる世代への健康増進の機会づくり
17 母子健康の保持と増進

【9】ともに支え合う社会づくり

18 ダイバーシティ社会の実現
19 安全・安心な地域づくり

5 施策一覧

基本目標	基本方針	主要課題	(施策番号) 推進施策
基本目標Ⅰ	1	1 人権尊重の基盤づくり	(1) 「阿南市人権尊重のまちづくり条例」の周知と法令等の理解促進
			(2) 人権教育・啓発に関する講座・講演会の開催
			(3) 行政相談等の充実
			(4) 相談業務の実施と関係機関との連携強化
			(5) 人権啓発事業における研修等の実施
	2	2 男女共同参画の意識づくり	(6) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
			(7) 男女共同参画に関する活動への支援
	2	3 男女平等の視点に立った教育・保育の推進	(8) 人権学習・男女共同参画に基づく教育の推進
			(9) 教育支援・活動の推進
	2	4 多様な学習機会の提供	(10) 家庭における教育力の向上
			(11) 家庭人権教育学習の日等の学習機会の提供
			(12) 女性団体と連携した学習・研修の推進
			(13) 学習機会の充実と参加促進
基本目標Ⅱ	3	5 政策・方針決定過程における女性活躍の推進	(14) 女性参画に関する積極的な情報提供と啓発活動の推進
			(15) 審議会等への女性の参画の拡大
			(16) 女性職員の積極的な登用拡大
		6 人材の育成	(17) 講座の開催や研修会を通じた人材の育成
			(18) 女性のエンパワーメント促進
		7 誰もが働きやすい職場環境の整備	(19) 均等な雇用機会確保の促進
	(20) 女性の再就職等の情報提供		
	(21) 労働関係法令等の周知		
	(22) セクシュアルハラスメント等の防止に向けた意識啓発		
	(23) 女性の活躍推進企業データベース、えるぼし認定制度等の周知		
	4	8 ワーク・ライフ・バランスの推進	(24) ワーク・ライフ・バランスの普及・意識啓発
			(25) 職員のワーク・ライフ・バランスの啓発及び制度等の周知
			(26) テレワーク等の新しい働き方の周知
			(27) 働き方改革の啓発及び制度等の周知
			(28) 仕事と子育て両立支援体制の充実
	9 男性にとっての男女共同参画の促進	(29) 男性の家庭生活参加促進	
		(30) パートナリシップセミナーの開催	
	5	10 地域活動における男女共同参画の推進	(31) 男女ともに参加できる地域活動の推進
			(32) 防災・応急対策等における男女共同参画の推進
(33) 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進			
(34) 国際交流活動の推進と活動支援			
11 農林水産業や自営業等における意識づくり	(35) 家族経営協定の締結・認定及び女性農業者等の学習会への参加促進		
	(36) 農林漁業関連団体の方針決定の場への女性の参画		

基本目標	基本方針	主要課題	(施策番号) 推進施策
基本目標Ⅲ	6	12 あらゆる暴力や虐待の根絶	(37) DV防止についての啓発
			(38) 性暴力・性差別の防止・AV出演被害対策等の推進
		13 きめ細かな相談・支援体制の充実	(39) 関係機関との連携強化による相談・支援体制の充実
			(40) 被害者への自立支援の促進
			(41) 再発防止への取組
	7	14 困難な問題を抱える女性への包括的かつ切れ目のない支援	(42) 犯罪被害者等への支援
			(43) 相談・支援体制の充実
		15 困難な問題を抱える女性の支援に関する連携体制の整備	(44) 相談窓口の周知と啓発の推進
			(45) 関係機関との連携
	8	16 あらゆる世代への健康増進の機会づくり	(46) 民間団体との連携
			(47) 健康増進事業の推進
			(48) 性教育と思春期保健の計画的指導
			(49) 児童・生徒の思春期における悩み相談窓口の充実
		17 母子健康の保持と増進	(50) 食育の推進
			(51) 母子への多様な健康増進支援
			(52) 子育て家庭の交流支援
	9	18 ダイバーシティ社会の実現	(53) 要経過観察児に対する健康教室及び相談事業
			(54) 阿南市子育て世代包括支援センターによる相談体制の充実
			(55) 介護等における男女共同参画の推進
			(56) 生きがいづくりと社会参加活動促進
(57) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備			
(58) 高齢者や障がい者虐待の早期発見と未然防止			
(59) 障がい者や難病患者等への生活支援			
(60) 在日外国人や同和問題に直面している人への支援			
19 安全・安心な地域づくり		(61) ひとり親家庭等への支援の充実	
		(62) 児童虐待の早期発見と未然防止	
		(63) 子育て・介護など各種行政手続きにおけるオンライン化の推進	
		(64) 人権の尊重と多様性の推進	
		(65) 安全なまちづくりの推進	
		(66) 消費生活の安心・安全確保	
		(67) 道路や施設のバリアフリー化と利用者への啓発	
		(68) 地域の安全を守る活動の推進	
		(69) 地域における青少年健全育成の推進	

6 アンケート結果による施策の課題

基本方針1 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

男女の地位の平等意識では、「男性優遇」の割合が「女性優遇」の割合を上回っています。

こうした考え方は、時代とともに変わりつつあるものの、いまだ根強く残っていることから、地域における生活習慣等を通じて継承されていると考えられ、固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会に対する認識を深めるための広報・啓発活動を継続的に、かつ、積極的に展開する必要があります。

基本方針2 学びの場における男女共同参画の推進

経済や政治の分野と比べると、教育分野の男女格差は小さいものの、学校は、次代を担う子どもたちが男女共同参画を推進する意識を育む基盤となる重要な場であり、多様な選択を可能にし、男女が共同して社会に参画する等、固定的性別役割分担意識を解消することの重要性について学ぶ場として充実していく必要があります。

基本方針3 女性活躍推進の基盤づくり

女性の政策決定の場等での参画が進んでいない要因として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、女性のキャリア形成支援、女性自身の意識や行動の改革、地域社会での意識改革が十分進んでいないと言え、啓発活動を積極的に推進することや女性の参画促進のための取組の推進が必要です。

また、男女の均等な機会と待遇の確保、男女間賃金格差の解消、非正規労働者と正規労働者の均衡待遇の推進、子育て支援策の充実、再就職の支援体制の充実等、女性の就業継続支援などに取り組んでいく必要があります。

男女共同参画社会を形成していくために力を入れる分野のアンケート結果では、「男女がともに働きやすい職場になるよう、企業に対してはたらきかける」が最上位に入っていることから、組織のトップによる積極的な関与をはじめ、意識改革等への広報・啓発活動が必要です。

基本方針4 ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き世帯が多く、依然、子育て等と仕事との両立環境の整備が必要です。就労環境の整備では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、職場での気運の醸成、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、再雇用制度等の多様な働き方の普及、男性の育児休業取得の促進等に取り組んでいく必要があります。

基本方針5 地域社会における男女共同参画の推進

地域活動の場において、性別・年代に偏りのある参加がみられ、依然、固定的な役割分担意識が残っていることから、地域における課題に対応して活動を行うに際し、性別・年代を問わずあらゆる人が参加への理解を深め、多様な視点を生かせる取組が必要です。

基本方針6 暴力を許さない社会づくり

学校教育において、子どもたちに家庭や学校等における暴力防止のための教育を充実させること、社会教育においては、家庭や地域における暴力防止の啓発が重要です。

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、根絶のための基盤整備を行うこと、配偶者からの暴力や性犯罪等、暴力の形態に応じ、防止対策や被害者支援などに幅広く対応するための体制を構築する必要があります。

基本方針7 困難な問題を抱える女性への支援

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人に、より深刻な影響をもたらし、特に、女性は出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多く、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

ひとり親の増加等、生活上の困難に対応する支援対策の推進が必要です。

基本方針8 男女の生涯を通じた健康づくり

ライフステージごとに健康状態や課題が変化するなか、生涯を通じて健康を保持するには、性差に応じた健康についての正しい知識の普及・啓発とともに気軽に相談できる環境づくりが大切です。

就業形態やライフスタイルの多様化等、こころの悩みや身体への健康相談の充実と、自己決定の視点に立った教育や自分の身体への意識を高める取組が必要です。

基本方針9 ともに支え合う社会づくり

高齢者や障がい者等に対する公的な介護・福祉サービスの充実をはじめ、性別に関わらず介護休業が取りやすい環境づくりを推進する必要があります。

高齢者の単身世帯やひとり親世帯の増加等、生活上の困難に陥りやすい人々が幅広い世代に広がっており、困難を抱えるあらゆる人に、個人の様々な生き方に沿った支援が必要であり、地域福祉の推進と連携が重要です。

性の多様性に関するアンケート結果からは、性的マイノリティの生活のしづらさへの肯定意識の高さがうかがえることから、制度の認知度を高めるための啓発活動の推進や理解促進が必要です。

第6章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女がともに認め合うまちづくり

【基本方針1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

性別や年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、一人ひとりが相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、人権に関する情報提供をはじめ、講座やイベントの開催など、さまざまな啓発活動に取り組みます。また、市民や事業所など、あらゆる場において男女共同参画に関心を持ち、理解を深めていけるよう啓発活動を推進します。

※ 第6章中の令和4年度実績については、新型コロナウイルス感染症が2類感染症に分類されており、参加者を制限する等の感染対策を実施していた時期であるため、人数等の比較対象の参考とするため、第3次計画時の平成29年度実績を併記しています。

1 人権尊重の基盤づくり

(1) 「阿南市人権尊重のまちづくり条例」の周知と法令等の理解促進

「阿南市人権尊重のまちづくり条例」に基づき策定された「阿南市人権施策基本方針」で掲げられた「女性」に関する施策やさまざまな人権に関する法令等を周知し、人権に関する正しい知識の理解・促進を図ります。【人権・男女共同参画課】

(2) 人権教育・啓発に関する講座・講演会の開催

人権教育・啓発に関する講座や講演会・人権フェスティバルを開催し、女性の人権や性的マイノリティ、男女共同参画等について市民の学ぶ機会を充実するとともに、広報等で広く周知し、積極的な参加を促進します。【人権教育課、人権・男女共同参画課】

【人権教育・啓発に関する講座等の開催】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
市民講座参加人数（年6回）	786人	488人	800人
研究講座参加人数（年2回）	76人	46人	100人
同和問題講演会参加人数（年1回）	460人	220人	500人

(3) 行政相談等の充実

行政相談や法律相談を実施し、市民の行政に対する意見・要望に応え、また市民の困りごとの法的解決をめざします。【市民生活課】

【令和4年度実績】

- ・行政相談実施回数（24回）
- ・法律相談実施回数（18回）

(4) 相談業務の実施と関係機関との連携強化

市民が気軽に相談できる人権相談等の相談業務を実施するとともに、庁内外の関係機関との連携強化を図ります。【人権・男女共同参画課】

【令和4年度実績】

- ・人権相談開催回数（11回）
- ・特設人権相談開催回数（18回）
- ・女性のための生き方なんでも相談実施回数（235回）

(5) 人権啓発事業における研修等の実施

公民館や地域の各団体が行う人権啓発事業において、男女参画の視点から、地域おこし、まちづくりなどについての研修を実施します。【生涯学習課】

【人権啓発事業研修等の実施】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
研修等の実施回数	117回	53回	120回
	5,228人	971人	5,300人

2 男女共同参画の意識づくり

(6) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

広報あなんや市ホームページなどさまざまなメディアを活用した情報提供を行い、男女共同参画を推進します。

また、南阿波定住自立圏共生ビジョン計画に基づき、女性のための生き方なんでも相談事業について近隣自治体へ広く周知します。【人権・男女共同参画課】

(7) 男女共同参画に関する活動への支援

市開催の各種講座の内容の充実を図り、市民の参加促進に努めるとともに、地域グループ等へ講師を派遣し、市民が学び、情報収集できる機会を提供します。【人権・男女共同参画課】

【男女共同参画に関する各種講座の開催】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
男性料理教室参加人数	178人	28人	200人
パートナーシップセミナー参加人数	27人	10人	50人
出前講座参加人数	654人	157人	700人

【基本方針2】 学びの場における男女共同参画の推進

次代を担う子どもが豊かな人権感覚を育むとともに、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、教育の場において人権や男女参画への理解を促進します。また、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が共に生活力を身に付け、多様な生き方を選択できるよう、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場や機会を通じて、男女共同参画に関する教育・学習機会の充実に努めます。

3 男女平等の視点に立った教育・保育の推進

(8) 人権学習・男女共同参画に基づく教育の推進

教育の場において、児童・生徒の発達段階に応じた人権学習や男女共同参画の考えに立った教育活動を推進するとともに、男女の相互協力の必要性等を実践的に指導するよう努めます。【人権教育課、学校教育課】

(9) 教育支援・活動の推進

男女共同参画の理念に立った教育活動の推進に努めるとともに、あらゆる事業への女性の参画に努めます。【教育研究所】

【教育支援・活動の推進】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
阿南市教育研究所運営委員会 女性比率	38.4%	33.3%	40.0%
阿南市教育支援委員会 女性比率	26.3%	42.1%	45.0%

4 多様な学習機会の提供

(10) 家庭における教育力の向上

PTA活動や地域・家庭と連携して学習機会を提供し、家庭における教育力の向上に努めます。【生涯学習課】

(11) 家庭人権教育学習の日等の学習機会の提供

毎月第1日曜日を「家庭人権学習の日」と定め、人権教育啓発通信の発行や授業参観、親子人権学習等の学習の機会を設定し、家庭における教育力の向上に努めます。【人権教育課】

(12) 女性団体と連携した学習・研修の推進

女性団体との連携・調整を図り、女性の人権や男女共同参画社会実現のための講演会や勉強会を開催することで学習・研修を推進します。【人権・男女共同参画課】

【女性団体と連携した学習・研修の推進】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
講演会、勉強会参加人数（年 3 回）	160 人	58 人	180 人

(13) 学習機会の充実と参加促進

成人大学講座、隣保館や教育集会所等で行われる各種教室等、男女共同参画について学習する機会や相談事業を充実するとともに、市民の参加を促進します。【人権・男女共同参画課、人権教育課、生涯学習課】

【令和 4 年度実績】

- ・成人大学講座 必修講座開催回数（7 回 延 380 人）
- ・成人大学講座 選択講座開催回数（3 回 延 100 人）

【隣保館事業等における学習機会の確保】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
料理教室開催回数	42 回	－ 回	50 回
おやつ作り教室開催回数	21 回	17 回	25 回

基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できるまちづくり（女性活躍推進計画）

【基本方針3】女性活躍推進の基盤づくり

男女が共に、その個性と能力を十分に発揮できるよう、政策や方針決定過程への女性の参画拡大を促進するとともに、男女共同参画を推進するリーダーの育成や女性のエンパワーメント促進に努めます。また、職場において、性別により差別されることなく、能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、関係機関と連携して事業所等に啓発し、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。

5 政策・方針決定過程における女性活躍の推進

(14) 女性参画に関する積極的な情報提供と啓発活動の推進

あらゆる分野の政策・方針決定過程において女性の参画が進むよう、情報収集や情報提供に努め、啓発活動を推進します。【商工政策課、人権・男女共同参画課】

(15) 審議会等への女性の参画の拡大

市における審議会等への女性の参画及び女性委員の登用・選任拡大を積極的に推進します。【全庁】

【審議会等への女性の参画の拡大】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等の女性委員比率	31.7%	34.1%	35.0%
地方自治法（第 180 条の 5）に基づく審議会等の女性委員比率	11.1%	28.9%	30.0%

(16) 女性職員の積極的な登用拡大

女性職員の積極的な登用を図るため、男女問わず、職員全体が持てる力を発揮できるよう適材適所の人事配置に努めるとともに、管理職登用に必要なマネジメント能力向上のため、研修会の充実に努めます。

【人事課】

【本市女性職員の積極的な登用拡大】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
女性管理職の割合	11.8%	17.1%	25.0%以上

6 人材の育成

(17) 講座の開催や研修会を通じた人材の育成

男女共同参画に関する講座や研修会を通して、男女共同参画を促進する人材の育成に向けて、講座等の内容の充実を図り、さらに多くの市民に参加してもらえよう周知や情報提供に努めます。【人権・男女共同参画課】

(18) 女性のエンパワーメント促進

さまざまな分野の意思決定過程において、女性の参画が進むよう啓発に努めるとともに、女性のエンパ

ワーメント促進と人材育成に向けた各種研修会の充実を図ります。【人権教育課】

7 誰もが働きやすい職場環境の整備

(19) 均等な雇用機会確保の促進

あらゆる雇用の場において、男女の均等な機会及び待遇が確保されるよう啓発と周知に努めるとともに、就職の促進を支援します。【商工政策課、人権・男女共同参画課】

【就職促進支援】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
企業訪問人権問題研修会実施回数	1 回	－ 回	1 回以上
企業・職域人権問題研修会実施回数	1 回	－ 回	1 回以上

(20) 女性の再就職等の情報提供

女性の再就職等について、パンフレット等で周知を図るとともに、ハローワークのインターネットサービスと連携し、より効果的な情報の提供に努めます。また、ハローワーク等関係機関と連携して、再就職におけるスキルアップを促進します。【商工政策課、人権・男女共同参画課】

(21) 労働関係法令等の周知

パートタイム労働法や最低賃金等について、広報あなんやパンフレット、ポスター等により最新情報の周知を図ります。【商工政策課】

(22) セクシュアルハラスメント等の防止に向けた意識啓発

企業訪問や研修会、男女それぞれに配慮した講座等の開催により、ハラスメントは重大な人権侵害であり暴力であるという意識啓発を推進します。【商工政策課、人権・男女共同参画課】

(23) 女性の活躍推進企業データベース、えるぼし認定制度等の周知

厚生労働省が実施している「女性の活躍推進企業データベース」は、企業が女性活躍推進法に基づいて公表する社内での女性の活躍状況に関する情報等を確認することができ、企業の女性の登用や活躍に対する姿勢、現在の企業の状況を知ることができるため、求職者にとっては就職活動の参考となります。

また、企業には公表内容により厚生労働大臣から女性の活躍を推進している企業として認める「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」制度があり、求職者等へ女性の活躍を推進している事業主であることをより PR することが出来ると考えられます。

女性の活躍推進に取り組む企業は、ただ単に女性が働きやすいというだけでなく、働き方改革を進め、女性も男性も能力を発揮し、働きやすい職場づくりを進めていると考えられ、こうした制度等を活用し、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できるため、関係機関と協力し、制度の周知に努めます。【人権・男女共同参画課、商工政策課】

※「えるぼし認定」とは、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度のことで、特に優良である場合は「プラチナえるぼし認定」も受けられます。認定を受けることで、企業ブランド・企業イメージが向上し、優秀な人材や多様性のある人材の確保が期待できます。

【基本方針4】 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が共に、仕事と子育てや介護など家庭生活を両立（ワーク・ライフ・バランス）できるよう、意識啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、子育てや介護支援体制の充実を図ります。また、男性が家庭生活や地域活動などに参加できるよう、講座等の開催に努めます。

8 ワーク・ライフ・バランスの推進

(24) ワーク・ライフ・バランスの普及・意識啓発

仕事と家庭生活の両立に関する各種講座・講演会、広報あなん等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの普及・促進を図ります。【人権・男女共同参画課、商工政策課】

(25) 職員のワーク・ライフ・バランスの啓発及び制度等の周知

ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や職員研修等による職場のハラスメント防止に関する啓発を行うとともに、子育てや介護をしやすい職場環境づくりや人権を尊重する意識の醸成に努めます。【人事課】

【仕事と子育て両立支援のための制度等の周知】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
女性市職員の育児休業取得率	100.0%	100.0%	100.0%を維持
男性市職員の配偶者出産補助休暇取得率	76.4%	55.6%	90.0%以上
男性市職員の育児参加休暇取得率	29.4%	33.3%	40.0%以上
男性市職員の育児休業取得率	0.0%	11.11%	85.0%

(26) テレワーク等の新しい働き方の周知

新型コロナウイルス感染症の拡大により広まった、時間や場所にとらわれない働き方であるテレワークに関する講座等の周知に努めます。【商工政策課、人権・男女共同参画課】

(27) 働き方改革の啓発及び制度等の周知

長時間労働の是正などの労働時間の見直しや、年次有給休暇の取得をはじめとする働き方改革推進のため制度等に関する周知に努めます。【商工政策課】

(28) 仕事と子育て両立支援体制の充実

子育て世帯のニーズをふまえた「阿南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策のさらなる充実を図ります。

子育てガイドブック「たけのこ」の配布をはじめ、市ホームページ等において子育て情報の提供を充実します。【こども課、生涯学習課】

9 男性にとっての男女共同参画の促進

(29) 男性の家庭生活参加促進

男性が家庭生活・地域活動に積極的に参加できるよう、食生活改善推進員による料理教室や介護予防教室等への参加を促進します。【保健センター】

【食生活改善推進員による男性料理教室の開催】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
男性料理教室開催回数	1 回	12 回（個別訪問）	1 回
	14 人	12 人	15 人

(30) パートナーシップセミナーの開催

男女がお互いを理解し、協力しながら豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域への男性の参画を重視した講座の充実を図り、学習機会の提供に努めます。【人権・男女共同参画課】

【基本方針5】 地域社会における男女共同参画の推進

男女が共に地域活動に主体的に参画できるよう、さまざまな機会を通じて地域活動への支援に努めます。また、農林水産業における男女共同参画を促進するため、家族経営協定締結の推奨や、方針決定の場への女性の参画促進など、関係団体と連携して取り組んでいきます。

10 地域活動における男女共同参画の推進

(31) 男女ともに参加できる地域活動の推進

公民館や地域の各種団体と連携し、男女が共に地域活動等に積極的に参加できる環境づくりに努めます。【生涯学習課】

(32) 防災・応急対策等における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた災害対策に取り組み、地域の防災活動に男女が共に互いの役割を尊重しながら取り組めるよう支援するとともに、「阿南消防ひまわり班」の知名度向上、活動促進に努めます。【危機管理課、消防警防課】

【防災・応急対策等における男女共同参画の推進】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
研修会、講演会実施回数	25回	12回	15回
防災訓練実施回数	9回	35回	35回
阿南消防ひまわり班（実員／定員）	11／14人	3／14人	14／14人

(33) 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進

持続可能な社会の実現に向けて、気候変動問題等の環境問題への対応において、具体的な取り組みにあたっては、男女共同参画の視点が反映されるよう啓発に努めます。【関係各課】

(34) 国際交流活動の推進と活動支援

国際交流活動への支援や参加促進、青年海外協力隊員の活動紹介などを通して、男女が互いに尊重しながら国際感覚の醸成に努めるとともに、外国語会話講座や外国文化にふれる機会を通して、国際交流に必要な知識の習得に努め、相互理解を深めます。【秘書広報課、生涯学習課、こども課】

【令和4年度実績】

- ・ALTによる保育所での外国文化にふれる機会の回数（延18回）

【国際交流に必要な知識や英会話の習得支援】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
英会話講座開催回数	26回	12回	30回
	134人	81人	150人

1.1 農林水産業や自営業等における意識づくり

(35) 家族経営協定の締結・認定及び女性農業者等の学習会への参加促進

女性認定農業者及び女性指導農業士の確保・育成と家族経営協定の締結、認定の促進に努めるとともに、女性認定農業者の事例発表をはじめ、さまざまな活動を通して自主的な学習活動を支援します。また、県と連携して関係団体の女性部等を対象とした学習会等への参加を促進します。【農林水産課】

(36) 農林漁業関連団体の方針決定の場への女性の参画

農林漁業関連団体の方針決定の場への女性の参画の啓発に努めます。【農林水産課】

アンコンシャス・バイアス（無意識の偏ったモノの見方） 自分のなかの無意識の思い込みや偏見を考えてみましょう

アンコンシャス・バイアスは、日本語で「無意識の偏ったモノの見方」のことです。他にも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」等と表現されることもあります。

（例えば）親が単身赴任中と言うと父親を想像する。

組織のリーダーは男性の方が向いている。

パートタイマーは主婦が家計補助のために働いているというイメージがある。等

徳島県作成「アンコンシャス・バイアスに関する啓発動画」



<https://www.youtube.com/watch?v=GcPxh3LbABs>



<https://www.youtube.com/watch?v=-HKIoFfPH3E>



<https://www.youtube.com/watch?v=tF9Ucfqh9dI>

基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

【基本方針6】 暴力を許さない社会づくり（DV防止基本計画）

いかなる暴力も許さないという暴力根絶のための意識づくりに努め、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。また、DV防止について啓発に努めるとともに、DVなどの被害者や関係者に対する相談や支援体制の充実を図ります。

12 あらゆる暴力や虐待の根絶

(37) DV防止についての啓発

講座や人権教育・啓発講師団講師の派遣、啓発パンフレット等を活用し、市民に対してDV防止についての啓発に積極的に取り組みます。

また、学校においては人権学習や県等が作成した動画等を活用し、生徒に対してデートDV防止の啓発に努めます。【人権・男女共同参画課、人権教育課、学校教育課】

※令和4年度人権擁護委員が富岡東高校の生徒とともにデートDV啓発ビデオを作成

【中学校におけるDV防止についての啓発】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
デートDV授業実施校数	1校	5校	9校

(38) 性暴力・性差別の防止・AV出演被害対策等の推進

セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春等を目的とした人身取引など、あらゆる性暴力や性差別は重大な人権侵害であるという意識を徹底させていくとともに、「児童・生徒や高齢者及び障がい者への虐待防止対策」、「人権教育」、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

また、AV（アダルトビデオ）出演被害、デジタル性暴力、リベンジポルノなどの問題は、被害者の心身に深い傷を残す重大な人権侵害であり、若年層の被害防止に向けた対策、包括的性教育を推進します。

【人権・男女共同参画課、人権教育課、学校教育課】

※「生命（いのち）の安全教育」とは

生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることをめざすものです。

徳島県では、令和2年6月に政府で決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」、また、令和3年4月施行「徳島県犯罪被害者等支援条例」を踏まえ、子どもたちの性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないために、その背景にある性差別意識の解消を図るために、すべての学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

阿南市では、令和3・4年度 文部科学省指定を受け、養護教諭を対象とした研修会、大野小学校、阿南第二中学校での外部講師を招いた教職員研修や児童・生徒への出前授業等を通して、学校等における「生命（いのち）の安全教育」を実施しています。

※「包括的性教育」とは

身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む教育のこと。多くの国では、ユネスコ（国際教育科学文化機関）の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」によって、8つのキーコンセプトにより性教育が行われています。

- ① 人間関係 ② 価値観、人権、文化、セクシュアリティ ③ ジェンダーの理解
- ④ 暴力と安全確保 ⑤ 健康とウェルビーイング（幸福）のためのスキル
- ⑥ 人間のからだと発達 ⑦ セクシュアリティと性行動 ⑧ 性と生殖に関する健康

8つのキーコンセプトは、さらに2つから5つのトピックスに分れ、それぞれのグループごとのキーアイデアと、知識、態度、スキルを基盤とした学習目標で構成されています。

13 きめ細かな相談・支援体制の充実

(39) 関係機関との連携強化による相談・支援体制の充実

被害者及び同伴の子どもが安全に安心して生活できるよう、関係機関との情報共有や連携強化に努め、相談から自立まできめ細やかな支援を行います。【こども課 こども相談室、人権・男女共同参画課】

【被害者支援のための関係機関との連携強化】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
庁内連絡会議開催回数	3 回	4 回	4 回
ネットワーク会議開催回数	0 回	1 回	1 回

(40) 被害者への自立支援の促進

相談から自立まで切れ目のない支援に努めるとともに、被害者の意思を尊重し、継続的に安心して相談できる身近な窓口として、その機能を十分に発揮できるよう努めます。【人権・男女共同参画課】

※阿南市配偶者暴力相談支援センター（平成 27 年 4 月設置）

【令和 4 年度実績】

- ・阿南市配偶者暴力相談支援センター相談件数（247 件（うち DV 件数 201 件））
- ・女性のための生き方なんでも相談件数（235 件（うち DV 件数 44 件））

(41) 再発防止への取組

関係機関と連携し、ケース会議等を通じて、被害者の安全を確保するための支援の在り方を検討するとともに、DV 加害に関する情報収集に努めます。

女性に対する暴力をなくす運動などの機会に、DV 防止法の認知度を高められるよう啓発に努めます。

【人権・男女共同参画課】

(42) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等に対し、受けた被害の早期回復・軽減、生活の再建を図るとともに、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の確保に努めます。【人権・男女共同参画課】

※阿南市犯罪被害者等支援条例（令和 5 年 10 月 1 日施行）

【基本方針7】 困難な問題を抱える女性への支援（困難女性支援基本計画）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は2022（令和4）年5月に成立し、2024（令和6）年4月に施行されます。

これまで女性への支援は、1956（昭和31）年に制定された売春防止法に規定され、対象を「要保護女子（性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子）」とし、「保護更生」を目的にしたものでしたが、困難女性支援法第1条では「女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い」とあるように、経済的困窮、DVや性暴力被害など女性を取り巻く現代的課題が規定されました。

また、第3条には「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資すること」と理念も掲げられ、女性の福祉や権利擁護を主軸とした法律となっています。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」に、市町村は、最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎ等の実施が明記されています。

※「困難な問題を抱える女性」とは

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）のことをいいます。

女性が抱える困難は、過去の経験に起因する差別や社会的排除などに加え、女性であることにより、様々な問題に複合的に直面していることが想定され、高齢単身世帯や母子世帯の経済的な困難、配偶者や親族からの暴力や虐待をはじめ、自身の国籍や出自、疾病や障がい、住居問題など多岐に渡ります。

1.4 困難な問題を抱える女性への包括的かつ切れ目のない支援

(43) 相談・支援体制の充実

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）にとって、最も身近な相談及び支援先としての機能を果たします。【人権・男女共同参画課、関係各課】

(44) 相談窓口の周知と啓発の推進

困難な問題を抱える女性への支援が届くよう、相談窓口及び制度に関する周知を図ります。【人権・男女共同参画課、関係各課】

1.5 困難な問題を抱える女性の支援に関する連携体制の整備

(45) 関係機関との連携

女性の貧困は、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性や高齢女性、ひとり親世帯の女性等、全ての年代の女性に生じうることに留意する必要があることから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及

び支援のための施策を推進します。【人権・男女共同参画課、地域共生推進課、こども課 こども相談室、関係各課】

(46) 民間団体との連携

困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体等と連携し、支援の充実を図ります。【人権・男女共同参画課、関係各課】

困難な問題を抱える女性への支援（相談窓口・関係機関等）

- 女性のための生き方なんでも相談（阿南市在住・在勤・在学の方）
予約電話：0884-22-0361 毎週火曜日、第2・4金曜日（1回50分）
- 阿南市配偶者暴力相談支援センター（ばぁとなーあなん）
電話：0884-24-8111 月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時
- 徳島県南部こども女性相談センター〈阿南市・那賀郡・海部郡在住の方〉
電話相談：0884-24-7115（24時間対応）
※平日の午後5時から翌朝9時、土日祝日、年末年始はコールセンターが対応
0884-24-7110（女性の悩み110番）月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時
面接相談（要予約）：月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前10時～午後4時
- 徳島県性暴力被害者支援センター よりそいの樹 とくしま 南部（阿南市・那賀郡・海部郡在住の方）
電話：0884-23-5111（24時間受付）
※平日の午後5時から翌朝9時、土日祝日、年末年始はコールセンターが対応
- 警察総合相談センター（徳島県警察本部） 徳島市万代町2丁目5-1
電話：088-653-9110（#9110）
- ときわプラザ（徳島県立男女共同参画総合支援センター） 徳島市山城町東浜傍示1-1
電話：088-626-6188

相談	実施日	時間
電話相談	月・水・木・金・土曜日	午前10時～正午・午後1時～午後5時
面接相談（要予約：女性のみ）	毎月第1・3・4木曜日	午前10時～正午・午後1時～午後4時
面接相談（要予約：男性のみ）	毎月第1・3金曜日	午後3時～午後5時
女性のための法律相談（要予約）	毎月第2木曜日	午後1時～午後4時

【基本方針 8】男女の生涯を通じた健康づくり

男女が共に生涯にわたって心豊かに健康に暮らせるよう、一人ひとりのライフステージに応じた健康支援を推進します。そのため、「阿南市健康増進計画（健康阿南 2 1）」に基づき、性差に配慮した心身の健康の保持・増進を支援する取組を充実します。

1 6 あらゆる世代への健康増進の機会づくり

(47) 健康増進事業の推進

「阿南市健康増進計画／健康阿南 2 1」に基づき、健康・医療に関する健康教育、体操教室、食生活改善、栄養講座、健康相談及び健康診査等を実施し、心身の健康の保持増進に努めます。

男性・女性それぞれに特有のがん検診の実施や講演会を通じて、健康に関する知識の普及や検診の重要性を啓発します。【保健センター】

【心身の健康増進の推進】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
講演会実施回数	3 回	3 回	3 回
	200 人	255 人	300 人
阿波踊り体操教室実施回数	11 回	10 回	11 回
	226 人	138 人	230 人
栄養講座実施回数	2 回	栄養相談 104 回	2 回
	54 人	栄養相談 104 人	55 人
健康相談実施回数	7 回	26 回(個別訪問)	40 回(個別訪問)
	40 人	26 人	40 人
各種団体から依頼及び講演会等健康教室での健康に関する知識の普及啓発	32 回	9 回	35 回
	1,169 人	336 人	1,200 人

(48) 性教育と思春期保健の計画的指導

保健体育の学習や学級活動の学習を通して、性教育と思春期保健の指導を積極的に行います。

中学校において「赤ちゃん授業」を実施し、いのちの大切さや親の思い等を考え、自分自身や身近にいる人を大切に作る気持ちを育み、コミュニケーション能力を養う機会を増やします。【学校教育課】

(49) 児童・生徒の思春期における悩み相談窓口の充実

児童・生徒の思春期における性に関する悩みや身体、心の悩みについて、安心して相談できる窓口の周知を行います。

相談支援については、教育委員会や他の相談機関との連携を強化し、適切に情報共有しながら支援に努めます。また、SNS や LINE 等の情報発信ツールを活用するなど、児童・生徒が相談しやすい環境づくりを検討します。【保健センター、学校教育課】

【児童・生徒の思春期における悩み相談窓口の充実】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
相談件数（電話相談）	19 件	0 件	30 件
こころの体温計(市ホームページ)アクセス数	18,172 件	10,094 件	25,000 件

(50) 食育の推進

「阿南市食育推進計画」に基づき、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、関係機関などとの連携により、総合的な食育の推進を図るとともに、定期的に進捗状況や成果を評価し、今後の施策に反映していきます。【保健センター、関係課】

17 母子健康の保持と増進

(51) 母子への多様な健康増進支援

女性が心身共に安心して出産できるよう、多様な母子の健康支援に取り組みます。

妊娠・出産後も健康で安心して働き続けることができるよう、妊娠届出時の関係法令を周知・啓発します。

妊婦同士の交流の機会をつくり、望ましい生活習慣や正しい育児知識の習得する機会を提供することで、育児不安の解消に努めます。

助産師・保健師等による家庭訪問を実施することで育児に必要な知識の普及や不安の解消に努めるとともに、虐待予防や子どもの健全な成長発達の支援を図ります。

乳幼児に定期的な検診の機会を設けることで、疾病や障がいを早期発見し、早期治療・療育につなげるとともに、保健・栄養相談及び指導等により、虐待予防や保護者の育児不安の軽減・解消を図ります。

乳幼児の保護者への歯科保健教育と、幼児へのフッ化物塗布事業を実施し、歯科保健の充実に努めます。

発達・育児相談を実施し、保護者の育児力を高めるとともに、育児不安の軽減を図ります。【保健センター】

【妊婦一般健康診査実施】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
妊婦一般健康診査受診率	80.0%	77.0%	85.0%

【プレママクラスの実施】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
プレママクラス実施回数	9 回	3 回	12 回
初妊婦参加率	21.5%	39.0%	45.0%

【初妊婦等への訪問事業】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
助産師による訪問率	90.6%	59.1%	95.0%

【赤ちゃん訪問事業】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
4 か月までの赤ちゃん訪問率 (未熟児・低体重児養育支援訪問、新生児訪問含む)	98.4%	98.6%	100.0%

【未熟児・低体重児家庭への訪問指導】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
未熟児・低体重児家庭への訪問率	67.4%	100.0%	100.0%

【乳児健康診査等の実施】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
乳児一般健康診査（医療機関健診）受診率	68.5%	65.6%	78.0%
4 か月児健診（集団健診）受診率	97.5%	98.9%	99.0%
9 か月児健診（集団健診）受診率	97.3%	－%	98.0%
離乳食学習会参加率	54.0%	－%	60.0%
先天性股関節脱臼検診（集団健診）受診率	89.6%	94.9%	95.0%

【幼児の健康診査】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
1 歳 6 か月児健診（集団健診）受診率	97.4%	98.2%	99.0%
3 歳児健診（集団健診）受診率	96.3%	99.8%	100.0%

【乳幼児期からの歯科保健の充実】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
フッ化物塗布受診率（2 歳児）	79.1%	87.2%	88.0%
フッ化物塗布受診率（4 歳児）	73.8%	75.6%	76.0%

【幼児の発達育児相談の実施】

	平成 29 年度実績	令和 4 年度実績	計画最終年度目標
2 歳児相談率	80.7%	30.1%	82.0%
4 歳児相談率	76.1%	27.1%	78.0%

(52) 子育て家庭の交流支援

「双ごっこのつどい」の開催を支援し、双子・三つ子等の親子に対して子育てのアドバイスや交流を促進することにより、育児不安の軽減を図ります。

「ウエルカム阿南（転勤族の会）の開催支援や「つどい広場」開始など、育児中の保護者の支援・交流を目的とした場づくりに努めます。【こども課】

【令和4年度実績】

・双ごっこ教室の回数（2回）

【ウエルカム阿南（転勤族の会）の開催支援】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
ウエルカム阿南開催回数	6回	6回	6回
	122人	64人	130人

(53) 要経過観察児に対する健康教室及び相談事業

「たんぽぽ教室」「ことばの相談」「児童相談」「視力相談」等、心身面で支援が必要な児童に対する健康教室及び相談事業を実施し、養育者の育児不安に対して育児支援を図ります。【保健センター】

(54) 阿南市子育て世代包括支援センターによる相談体制の充実

助産師による妊娠、出産、子育てにまつわる相談の実施により、不妊や不育症などに悩む方に対する支援を行います。【保健センター】

性と生殖に関する健康と権利（SRHR）

国際的に、母子保健や性感染症などの様々な生殖に関する課題を、より包括的な人権問題として捉えようとする動きが高まるなか、より多くの人々がこれらの課題を自分ごととして捉え、考えるためのきっかけとして「性と生殖に関する健康と権利（SRHR）」が注目されています。

SRHRは、英語のSexual and Reproductive Health and Rightsの頭文字をとったもので、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツとして広く使われており、日本語で「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、すべての人の「性」と「生き方」に関わる重要なことです。

【基本方針9】ともに支え合う社会づくり

性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらない多種多様な人々が力を発揮し、共存できるダイバーシティ社会を目指します。

高齢者や障がい、生活上の困難を抱える人も安心して地域で暮らすことができるよう、介護・福祉サービスの充実を図り、地域で支える体制づくりを推進し、男女が共に在宅介護等に参画できるよう、情報提供、オンライン手続きによる申請や相談機能の充実に努めます。

特に、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること、同和問題に直面している人、経済的に生活が困難な状況にある人など、福祉的課題を抱えている人への支援を充実し、誰もが安心して暮らせる社会づくりに努めます。

また、地域の安全と安心を確保するために、男女共同参画の視点に立った防犯体制を推進します。

18 ダイバーシティ社会の実現

(55) 介護等における男女共同参画の推進

男女がお互いに協力して介護等を担うことができるよう、共に参画し、学ぶことのできる講座や実践を交えた講習会を開催するなど、学習機会の充実に努めます。【地域共生推進課、人権・男女共同参画課】

【介護等における男女共同参画の推進】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
介護関連講座参加人数	355人	10人	400人

(56) 生きがいづくりと社会参加活動促進

公民館の生涯学習推進事業において、パソコン講習会、健康体操教室など、高齢者等が地域活動に意欲的に参加できるよう学習機会の提供を推進します。

多様な就業機会の提供を行っている「阿南市シルバー人材センター」と連携し、豊かな経験と知識を持っている高齢者の社会参加を促します。また、地域を基盤としている高齢者の自主的な組織として活動している「セニヤクラブ（老人クラブ）」は、会員数が減少傾向にあることから、「阿南市社会福祉協議会」と連携しながら、情報提供を行い、セニヤクラブへの参加促進を図ります。【生涯学習課、地域共生推進課】

【生涯学習の推進】

	平成29年度実績	令和4年度実績	計画最終年度目標
生涯学習関連講座等開催回数	2,028回 (市内14公民館)	1,464回 (市内14公民館)	2,050回 (市内14公民館)
	29,974人	15,595人	30,000人

(57) 地域共生社会の実現に向けた包摂的な支援体制の整備

地域包括ケアシステムをより一層深化・推進させ、全ての人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域や個人が抱える生活課題を解決していく「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を視野に入れた取り組みを推進するとともに、地域の住民をはじめとした多様な関係者及び関係機関と連携しながら

「包括支援体制」の整備を行います。

「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を実施していきます。【保健センター、こども課、地域共生推進課、人権・男女共同参画課】

(58) 高齢者や障がい者虐待の早期発見と未然防止

高齢者や障がい者への虐待の早期発見と未然防止を図るため、関係機関と連携を図り、その内容に応じた適切な支援に努めます。【地域共生推進課】

(59) 障がい者や難病患者等への生活支援

障がい者や難病患者等が必要とするサービスや情報提供、権利擁護等に係る相談支援体制の充実と、関係機関との密な連携による生活支援施策の一層の充実に努めます。【地域共生推進課】

(60) 在日外国人や同和問題に直面している人への支援

在日外国人や同和問題に直面している人が必要とするサービスや情報提供、権利擁護等に係る相談支援体制の充実と、関係機関との密な連携による生活支援施策の一層の充実に努めます。【人権教育課、人権・男女共同参画課】

(61) ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭の児童が育成される家庭生活の安定と自立促進及び児童の福祉の増進を図るとともに、ひとり親家庭が抱えるさまざまな相談に寄り添いながら、きめ細やかな支援を行うと同時に、自立と就労の支援を推進します。

子どもの心身の発達に関すること、育児の不安、家庭の養育環境等、子育てに関するさまざまな相談や情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては手続きの同行支援や居宅を訪問しての指導・助言等を実施します。【こども課 こども相談室】

(62) 児童虐待の早期発見と未然防止

虐待を受けている子どもをはじめとする、要保護児童の早期発見と適切な保護、または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図ります。

そのため、児童相談所、教育委員会、警察署、保健所等と連携し、必要な情報の共有や支援内容の協議・検討・進行管理や評価を行い、阿南市要保護児童対策地域協議会の充実に努めます。

また、「配偶者暴力相談支援センター」と連携し、児童虐待の早期発見に努め、被害を受けている親及び子どもに対する適切な支援に努めます。【こども課 こども相談室、学校教育課、人権・男女共同参画課】

【令和4年度実績】

- ・児童虐待相談件数（延べ3,972件）

(63) 子育て・介護など各種行政手続きにおけるオンライン化の推進

子育てや介護を担っている人の利便性の向上や手続きに係る負担軽減を図るため、インターネット等からマイナンバーカードを用いて子育て・介護に関する手続きサービスの検索やオンライン申請ができるワンストップサービス等の導入により利便性の向上に努めます。【行革デジタル戦略課、関係各課】

(64) 人権の尊重と多様性の推進

性的指向や性自認などを理由として困難に直面している人々の人権や、高度情報化や国際化、少子高齢化の進行などで、社会の変化の中で生じる新たな人権課題に対しても、理解と認識し施策の展開を図ります。【人権・男女共同参画課】

【阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度 令和4年4月1日施行】

誰もがありのままに尊重され、認められる社会をつくるために、性的マイノリティのカップルやその子どもを含めた家族の関係を市が尊重する制度です。

19 安全・安心な地域づくり

(65) 安全なまちづくりの推進

問題行動の早期発見、早期解決に努め、街頭補導パトロール、不審者対応、相談活動及び有害凶書の立入調査等を行います。また、いじめ対策チーム専用の相談電話のさらなる周知に努めます。【青少年健全育成センター】

(66) 消費生活の安心・安全確保

阿南市消費生活センターにおいて、商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からの相談に、専門の消費生活相談員が問題解決のための助言やあっせんを行います。

消費問題に関する講座を開催し、情報提供や啓発により、消費生活の安全・安心の確保に努めます。【市民生活課】

【令和4年度実績】

- ・阿南市消費生活センター相談件数（491件）
- ・阿南市消費生活センター出前講座実施回数（11回）
- ・阿南市消費生活センター講演会実施回数（一回）

(67) 道路や施設のバリアフリー化と利用者への啓発

女性、子ども、高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりやものづくりが推進されるよう、市民、事業者等に対してユニバーサルデザインについて普及啓発に努めます。【関係課】

(68) 地域の安全を守る活動の推進

犯罪・暴力や交通、水難事故等を未然に防止するため、阿南防犯連合会等地域団体と連携を強化し、地域の安全を守る活動を推進します。【市民生活課 市民活動支援室】

(69) 地域における青少年健全育成の推進

家庭及び地域と一体となったさまざまな活動や啓発を行うなど、子どもの健全育成に向けた取組を推進します。【生涯学習課】

第7章 計画の推進

1 推進体制の充実・強化

① 庁内推進体制の充実

男女共同参画の施策分野は、行政のあらゆる分野に関わっています。本計画の推進にあたっては、庁内関係部署が十分な連携を図り、男女共同参画の意識啓発をはじめ、庁内横断的にさまざまな取組を推進します。

② 職員の理解促進

男女共同参画の推進にあたっては、本市の職員が率先して施策を推進し、市民の模範的存在となるよう努めていくことが求められます。全ての職員が男女共同参画の視点に立って執務にあたるとともに、男女共同参画に関する研修などの機会を通じて、職員の意識の向上に努めます。

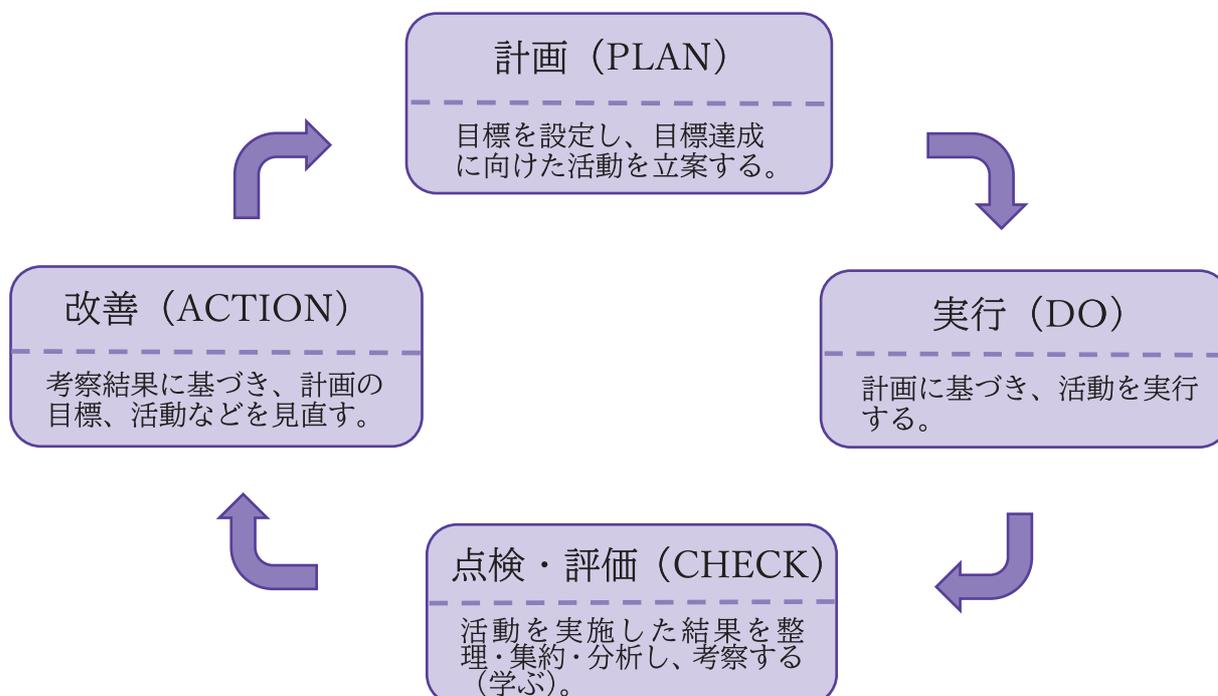
③ 関連団体・事業所等との連携強化

社会全体で男女共同参画を推進していくためには、行政をはじめ、市民、関係団体、事業所等がより一層連携を深めていくことが大切です。相互に幅広い理解と共通認識を持ち、協働してそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。引き続き、行政、市民、関連団体、事業所等との連携の強化に努めます。

④ 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画(PPLAN)、実行(DO)、点検・評価(CHECK)、改善(ACTION)による進行管理(PDCA サイクル)に基づき、定期的に事業の達成状況や評価について取りまとめを行います。

【PDCA サイクルのプロセスイメージ】



① 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

(前文)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間

の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されること

ができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日か

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年法律第64号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっ

ては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請

に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定め

るところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めると

きは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の

規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画

に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓

練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務

及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若

しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しく

は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二

十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13年法律第31号

（前文）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」

とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有

する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害

者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、

当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該

配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこ

と。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができ

る。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない

場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援セ

ンターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が

これらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又

はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する

厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補助

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定

		する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の

施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定

平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

④ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

平成4年法律第52号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況 等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、

住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支

援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四

号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九

十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に

努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
 - 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町

村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

- 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日
（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定
公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

⑤ 阿南市男女共同参画推進条例

平成18年9月22日
阿南市条例第47号

(前文)

阿南市は、人権尊重のまちづくりに先進的な取組を進める中、男女が互いにその人権を尊重し、対等な立場で共に支え合う男女共同参画社会の実現を目指して、様々な施策に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的役割分担意識やこれに基づく社会の制度及び慣行は依然として根強く、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展をはじめ、女性の社会進出、デジタル社会の進行、国際化など社会経済情勢は急速に変化し、価値観も多様化している。

こうした状況を踏まえ、性別にとらわれず、多様性を尊重し、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において男女が共に参画できる男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていく必要がある。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力ある社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、思想及び良心の自由その他日本国憲法に保障された人権を侵害することなく、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、すべての人が多様な選択肢により、働くことによる充実感を感じ、仕事上の責任を果たすとともに、子育て・介護の時間、家庭や地域、自己の生活等において、自らの希望に沿い、健康で豊かな生活ができる状態をいう。

(4) 市民 市内に居住する者、市内に存する事業所等に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者をいう。

(5) 事業者 市内において、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(6) 教育関係者 市内において、家庭教育、学校教育、社会教育その他教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意思に反して行われる性的な言動(性的な関心又は欲求に基づく言動をいい、性別による固定的役割分担意識や性別を理由とした差別や偏見に基づく言動を含む。)により、個人の生活環境を害すること又は不利益を与えることをいう。

(8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的、精神的、経済的、社会的又は性的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女が互いに認め合い、協力協調し、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別、性自認又は性的指向による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成は、ドメスティック・バイオレンスその他男女間における暴力的行為が根絶されることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、男女が生涯を通じて健康であること及び男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、

自らの意思が尊重され、これらの事項が安全で快適な環境の下にできるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに鑑み、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響をできる限り及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、家庭を大切に、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 7 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国及び県との連携を図り、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）と協働し、男女共同参画社会の形成に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市は、前条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第4条の2 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するとともに、雇用する労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職場環境の整備に努める

ものとする。

- 3 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の推進に果たす教育の役割の重要性を認識するとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(権利侵害の禁止)

第5条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別、性自認又は性的指向による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンスその他男女間における暴力的行為

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(基本計画)

第6条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第7条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第8条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民等の理解を深めるように適切な措置を講じなければならない。

(男女共同参画社会の形成の促進のための教育等)

第9条 市は、教育関係者との連携の下に男女共同参画社会の形成の促進のための教育及び学習活動の充実に努めるものとする。

(積極的改善措置)

第10条 市は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるように努めなければならない。

第11条 市は、その人事管理及び組織運営において積極的改善措置を講じ、率先して男女共同参画の形成の促進に努めなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(男女共同参画週間)

第13条 市は、男女共同参画社会の形成に対する市民の関心を高め、理解を深めるとともに、積極的な取組に資するため、男女共同参画週間を設けるものとする。

(施策の推進状況の公表)

第14条 市長は、毎年1回、基本計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

(推進体制の整備等)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するとともに市民等による男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を支援するよう努めなければならない。

(報告)

第16条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、男女共同参画の状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。

(施策・相談に関する申出への対応等)

第17条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等からの申出があったときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応するように努めるものとする。

2 市長は、前項の申出の対応に当たり、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、阿南市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第5条各号に掲げる行為等に係る相談があったときは、関係機関と連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第3章 阿南市男女共同参画審議会

(設置)

第18条 市長の附属機関として、阿南市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を

置く。

(所掌事務)

第19条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長又は関係各執行機関に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第21条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募に応じた者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第23条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、阿南市情報公開条例(平成12年阿南市条例第37号)第7条各号に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(資料の提出その他の協力)

第25条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係執行機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(審議会の運営)

第26条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている阿南市女性総合計画は、第6条の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則 (令和4年3月25日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

⑥ 阿南市男女共同参画審議会委員名簿

(委員名は五十音順、敬称略)

No.	委員名	所属及び役職	備考
1	青木 浩次	パープルシードあなん 代表	職務代理
2	阿部 和代	とくしまチャイルドライン 副会長	
3	阿部 恵子	富岡西高等学校 人権教育主事	
4	阿部 頼孝	徳島文理大学 名誉教授	
5	笠井 章夫	阿南市身体障害者連合会 会長	
6	川尻 仁和	羽ノ浦中学校 校長	
7	河野 和代	ウィメンズカウンセリング徳島 代表	会長
8	喜多 一之	阿南公共職業安定所 所長	
9	幸坂 孝則	阿南市議会 副議長	2023（令和5）年12月17日まで
	武田 光普	阿南市議会 副議長	2023（令和5）年12月18日から
10	齒朶山 加代	阿南市人権教育協議会 副会長	
11	篠原 明広	阿南商工会議所 専務理事	
12	永田 香織	学習塾（自営）	公募委員
13	福本 尚子	社会福祉士	
14	星場 俊之	株式会社岡部機械工業 代表取締役	
15	益田 英明	連合徳島南部地域協議会 事務局長	
16	松村 志乃	阿南市こども課 保育指導保育士	
17	保岡 好江	阿南市女性協議会 会長	
18	湯城 豊勝	阿南工業高等専門学校 名誉教授	
19	米田 加代子	NPO法人文字情報支援ひこばえ 理事	公募委員

⑦ 相談窓口

相談名	実施日	時間	場所	問合せ先
行政相談	毎月第2・4火曜日	午前9時30分 ～11時30分	市役所	市民生活課 (電話) 0884-22-1116
消費生活相談	月曜日～金曜日 (祝日除く・年末年始除く)	午前9時30分 ～午後4時30分 (来所時は要電話)	市役所	消費生活センター (電話) 0884-24-3251
心配ごと相談	毎週月曜日	午前10時 ～午後3時	ひまわり会館内 社会福祉協議会	社会福祉協議会 (電話) 0884-23-7288
特設人権相談	毎月第2水曜日 (1月、8月は除く)	午後1時30分 ～午後4時	月により場所変更	人権・男女共同参画課 (電話) 0884-22-3094
人権相談	毎月20日前後	午後1時30分 ～午後4時	ひまわり会館1階	人権・男女共同参画課 (電話) 0884-22-3094
年金相談	奇数月第1木曜日	午前9時30分 ～午後3時30分 (要予約)	市商工業振興センター	徳島南年金事務所 (電話) 088-652-1511
女性のための 生き方なんでも相談	毎週火曜日	午後1時 ～午後4時 (要予約)	市役所	人権・男女共同参画課 (相談予約電話) 0884-22-0361
	第2・4金曜日	午前10時～正午 午後1時～午後4時 (要予約)		
弁護士による 法律相談	奇数月第1木曜日 偶数月第1・第3木曜日	午後1時30分 ～午後4時30分 (要予約)	市役所	市民生活課 (電話) 0884-22-1116
いじめ相談	月曜日～金曜日	午前9時 ～午後5時	青少年健全育成センター	青少年健全育成センター いじめ対策チーム (電話) 0884-24-8341
悩みごと相談	月曜日～金曜日	午前9時 ～午後5時	青少年健全育成センター	青少年健全育成センター (電話) 0884-28-7830
健康相談	随時	午前8時30分 ～午後5時	阿南健康づくりセンター (あななん健康館)	保健センター (電話) 0884-22-1590
栄養相談	随時	午前8時30分 ～午後5時	阿南健康づくりセンター (あななん健康館)	保健センター (電話) 0884-22-1590
農業者年金相談	随時	午前8時30分 ～午後5時	市役所	農業委員会事務局 (電話) 0884-22-3790
家庭児童相談 及び児童虐待相談	月曜日～金曜日 (祝日除く・年末年始除く)	午前9時 ～午後4時	市役所	こども相談室 (電話) 0884-22-1677 (相談直通電話) 0884-22-0765

※実施日については毎月の「広報あなん」をご覧ください。

第4次阿南市男女共同参画基本計画

発行 2024（令和6）年3月
発行者 徳島県阿南市
問合せ先 阿南市 市民部 人権・男女共同参画課
〒774-8501 徳島県阿南市富岡町卜ノ町12番地3
TEL (0884)22-3094
e-mail jinken@anan.i-tokushima.jp



阿南市